

# 平成28年第3回定例会

## 新十津川町議会定例会会議録

平成28年9月6日 開会

平成28年9月9日 閉会

新 十 津 川 町 議 会

## 平成28年第3回新十津川町議会定例会

平成28年9月6日（火曜日）

午前10時開会

### ◎議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
  - 1) 事務報告
  - 2) 閉会中における委員会所管事務調査（審査）報告
  - 3) 例月現金出納検査結果報告
  - 4) 財政援助団体監査結果報告
  - 5) 一部事務組合議会報告
  - 6) 常任委員会政務調査報告
  - 7) 議員研修報告
- 第4 行政報告
- 第5 教育行政報告
- 第6 請願第1号 農業、農村を崩壊させかねない農政改革とTPPの拙速な国会承認の反対を求める請願
- 第7 請願第2号 「米政策改革」の抜本的見直しを求める請願
- 第8 議案第49号 平成28年度新十津川町一般会計補正予算（第3号）（内容説明まで）
- 第9 一般質問
- 第10 議案第50号 平成28年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）（内容説明まで）
- 第11 議案第51号 平成28年度新十津川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）（内容説明まで）
- 第12 議案第52号 定住自立圏形成協定の変更について（内容説明まで）
- 第13 認定第2号 平成27年度新十津川町一般会計歳入歳出決算の認定について（概要説明まで）
- 第14 認定第3号 平成27年度新十津川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（概要説明まで）
- 第15 認定第4号 平成27年度新十津川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（概要説明まで）
- 第16 認定第5号 平成27年度新十津川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（概要説明まで）
- 第17 認定第6号 平成27年度新十津川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について（概要説明まで）
- 第18 報告第4号 平成27年度新十津川町健全化判断比率の報告について
- 第19 報告第5号 平成27年度新十津川町資金不足比率の報告について

◎出席議員（11名）

|     |        |     |       |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番  | 進藤久美子君 | 2番  | 杉本初美君 |
| 3番  | 鈴井康裕君  | 4番  | 小玉博崇君 |
| 5番  | 白石昇君   | 6番  | 西内陽美君 |
| 7番  | 安中経人君  | 8番  | 青田良一君 |
| 9番  | 長名實君   | 10番 | 笹木正文君 |
| 11番 | 長谷川秀樹君 |     |       |

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条により出席した者の職氏名

|                      |        |
|----------------------|--------|
| 町長                   | 熊田義信君  |
| 副町長                  | 小林透君   |
| 教育長                  | 久保田純史君 |
| 総務課長                 | 寺田佳正君  |
| 住民課長                 | 中畑晃君   |
| 会計管理者                | 谷口秀樹君  |
| 保健福祉課長               | 野崎勇治君  |
| 産業振興課長兼<br>農業委員会事務局長 | 後木満男君  |
| 建設課長                 | 村中忠夫君  |
| 教育委員会事務局長            | 遠藤久美子君 |
| 代表監査委員               | 山本忍君   |

◎職務のために出席した者の職氏名

|        |       |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 高宮正人君 |
|--------|-------|

---

◎町民憲章朗誦

- 議長（長谷川秀樹君） 皆さんおはようございます。  
開会に先立ち、町民憲章を朗誦いたします。  
皆さんご起立ください。  
私が町民憲章と申し上げますので、引き続き、朗誦を願います。  
町民憲章。

〔町民憲章朗誦〕

- 議長（長谷川秀樹君） ご着席ください。
- 

◎開会の宣告

- 議長（長谷川秀樹君） ただ今から平成28年第3回新十津川町議会定例会を開会いたします。  
皆さまに申し上げますけれども、議場内が蒸し暑いので、上着をとっても結構だと思っておりますので、よろしく願いいたします。

（午前10時00分）

---

◎議会運営委員会の報告

- 議長（長谷川秀樹君） 開議に先立ちまして、定例会の運営について、議会運営委員会の申し合わせ事項がございますので、報告を求めます。  
青田議会運営委員長。

〔議会運営委員長 青田良一君登壇〕

- 議会運営委員長（青田良一君）

〔説明の記載省略〕

- 議長（長谷川秀樹君） 議会運営委員長の報告が終わりました。
- 

◎開議の宣告

- 議長（長谷川秀樹君） ただ今出席している議員は、11名であります。  
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
- 

◎議事日程の報告

- 議長（長谷川秀樹君） 本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。
- 

◎会議録署名議員の指名

- 議長（長谷川秀樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員の指名につきましては、新十津川町議会会議規則により議長より指名いたします。7番、安中経人君。8番、青田良一君。両君を指名いたします。
- 

◎会期の決定

○議長（長谷川秀樹君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。  
お諮りいたします。

今定例会の会期は、ただ今の議会運営委員長報告のとおり、本日から9月9日までの4日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月9日までの4日間と決定をいたしました。

---

### ◎諸般の報告

○議長（長谷川秀樹君） 日程第3、諸般の報告を行います。

1番の事務報告、2番の閉会中における委員会所管事務調査報告、3番の例月現金出納検査結果報告、4番の財政援助団体監査結果報告につきましては、お手元に配布のとおりでございます。

引き続き、一部事務組合議会報告を願います。

まず、西空知広域水道企業団議会の報告を、青田良一君よりお願いいたします。

〔8番 青田良一君登壇〕

○8番（青田良一君） それでは、去る8月23日に開催されました第2回定例会の内容について簡略にご報告を申し上げたいと思います。

提案された議案は10件、報告案件が1件でございました。

そのうちの補正予算が提案されまして、道が行っております農地整備事業というのがございまして、その中に水道管の移設という部分が出てきました。これにつきまして、広域水道が受託を受けて事業を執行するといった内容の金額が補正として上程されております。

それから、北空知学校給食組合が脱退したことによりまして、様々な事務組合の規約の変更というのがございました。これにつきましては、本議会でも実施をしておりますので、詳細については省略をさせていただきたいと思います。

それから、水道事業条例の一部改正が上程されました。これにつきましては、生活に不安のある方々の水道料金等の軽減措置、これの文言がより分かり易く整備を図るといった内容でございます。具体的には、母子家庭という表現がされておりました次に、又は父子家庭のうち児童扶養手当の受給者という文言を加えて、この条例の整備を図ったものでございます。

それからもう一つは、西空知広域水道事業会計資金不足の審査ということが行われております。これは、今回、本定例会にも出てくると思いますけれども、数値が出てこないということで、いわゆる「グッド」という形で報告をされたところでございます。

それから最後になりますけれども、27年度の西空知広域水道事業会計決算の認定ということで、この認定の審査が行われたところでございます。結論だけを申し上げますが、2,337万6,515円の利益をもたらしたといった内容で、認定を行ったところでございます。

なお、この認定につきましては、監査委員の審査意見が付されておりました、概略だけ申し上げますが、水道事業、人口の減少、こういったものに、これからどういうふうに対応していくかということが一つ。それから老朽化しつつある施設をどうやって維持していくか。これが課題ですよというようなことが監査委員からの意見として付記されてお

ます。

最後になりますけれども、一般質問的な質問がございまして、実は、広域水道の方で新電力を採用いたしております。その成果はどうなんだろうという問いかけがございました。

組合長の方からキロ当たり1.5円ぐらいの軽減が図られて、その新電力を採用した成果は、少なくともそれは表れているんだといった内容のご答弁をいただいたところでございます。

雑ぱくですけれども、以上、報告を申し上げます。詳細につきましては、所定の所に決算審査等併せて置いておりますので、どうぞご覧になっていただきたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 西空知広域水道企業団議会の報告を終わります。

引き続き、空知中部広域連合議会の報告を、杉本初美君よりお願いいたします。

〔2番 杉本初美君登壇〕

○2番（杉本初美君） 皆さん、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、8月31日に召集されました平成28年空知中部広域連合議会第2回定例会の報告をさせていただきます。

上程されました議案8件と、認定4件はすべて可決されております。

認定第1号、平成27年度空知中部広域連合一般会計歳入歳出決算では、69万3,108円。認定第2号、介護保険事業会計歳入歳出決算では、5,317万5,457円。認定第3号、国民健康保険事業会計歳入歳出決算では、4億4,098万8,708円。認定第4号、障害支援事業会計歳入歳出決算では、20万2,534円と、それぞれ会計が黒字になっており、健全財政が維持されております

議案第1号から議案第4号は、地方自治法に基づく専決処分の承認を求める議案であり、議案第1号は、行政不服審査法の全部改正により空知中部広域連合行政不服審査会の新設並びに関係条例を整備するため、平成28年3月24日に専決処分したものでございます。

議案第2号から第4号につきましては、北空知学校給食組合の解散による一部事務組合規約の一部を変更するものであり、議案第2号は、北海道市町村職員退職手当組合の規約変更。議案第3号は、北海道町村議会議員公務災害補償等組合の規約変更。議案題4号は、北海道市町村総合事務組合の規約変更であり、いずれも平成28年6月8日に専決処分したものです。

議案第5号から議案第8号までは、それぞれ補正予算であり、議案第5号、平成28年度空知中部広域連合一般会計補正予算第1号は、平成27年度の決算による繰越の退職手当組合精算還付金の補正。議案第6号、介護保険事業特別会計補正予算第1号は、包括的支援事業費800万と償還金2,996万3千円の合計3,796万3千円を補正。財源は繰越し国庫支出金を充当しております。議案第7号の国民健康保険事業特別補正予算第1号と、議案第8号の障害支援事業特別会計補正予算第1号は、平成27年度の計算による繰越金をそれぞれ補正したものです。

なお、23日の本会議におきまして、台風の災害対応等ということで、31日まで会期が決定されたことを申し添えさせていただきます。

以上で、第2回定例会の内容ですが、資料は事務局に提出してありますので、後ほどお目通しください。以上で報告終わります。

○議長（長谷川秀樹君） 空知中部広域連合議会の報告を終わります。

以上で、一部事務組合議会の報告を終わります。

引き続き、各常任委員会の政務調査報告を願います。

まず、総務民生常任委員会政務調査報告を、西内委員長よりお願いいたします。

〔総務民生常任委員長 西内陽美君登壇〕

○総務民生常任委員長（西内陽美君） おはようございます。議長のご指示がありましたので、7月29日に実施いたしました政務調査について報告いたします。

視察先は、当別町と千歳市でございます。なお、所管の保健福祉課介護福祉グループ鎌田グループ長、災害対策事務局担当総務課企画調整グループ森主査の随行をいただいております。

はじめに当別町での政務調査の報告をいたします。

視察の目的ですが、本町が今年度、ゆめりあの1階にボランティアセンターを開設いたしましたので、ボランティアに係る事業の先進地、当別町を訪問し、福祉ボランティアの育成、他の機関との連携による生活支援システムについて学びたいと考えました。

当別町が平成20年度、共生型福祉のまちづくりを視点とした、子どもから高齢者、障害児、障害者、そのほか生活課題を抱える住民の福祉ニーズに対応するため、共生型事業拠点を町内に2か所設置しております。

一つは、行政、社会福祉協議会、NPO法人の三者の共同による当別町共生型地域福祉ターミナルです。こちらでは、行政、社協、町内会、NPO、ボランティア団体、福祉サービス事業者、支援者が福祉ネットワークを構築し、町内の福祉情報を一括して把握しており、福祉コーディネーターが個人にあったサービスを抽出し、提供する事業をワンストップで行っております。

この福祉ターミナルの特徴は、ボランティアによる事業展開です。社会福祉協議会とNPO法人のボランティアを一元化し、公的なサービスでは対応できない、例えば、買い物支援、通勤支援、散歩の支援などを可能としています。ボランティアの人数は、今年、7月1日時点で1,739人。当別町の人口が1万6,715人ですから、人口の1割以上の方が、ボランティア登録をしている状況にあります。

ボランティア活動は、地域の課題に細かく対応しており、高齢者の閉じこもり防止、子供から高齢者までの交流の場づくり、団塊世代の男性によるコミュニティ農園、認知症のご本人とご家族を支えるサポーター、子育て中の家庭への支援など、それぞれの事業に対して登録をしたボランティアが活動しています。

珍しいのは、ボランティア支援事業と町の地域活性化事業の融合事業の拠点となっている点です。町の商工会内で実施しているポイントカード制度と連携し、ボランティア活動30分ごとに1ポイントが付与される仕組みをとっています。地域住民が福祉を身近に感じるきっかけになったり、地域ターミナルに寄ってポイントをもらって帰るといった流れができたことで、町の中心部を人が歩くようになり、ポイントカードによって地域が循環し、還元される大きな成果があるようです。この点は、本町でもすでに広く周知されているポイントカード事業がありますので、十分に活用できる可能性を感じてまいりました。

共生型事業拠点の2か所目は、共生型地域オープンサロンです。こちらは障害者の就労支援の場としてドーナツ作り、販売、喫茶コーナーがあります。カフェの一角に駄菓子屋

コーナーがあり、運営にはご高齢者がボランティアとして参加しています。地域の子供達の遊び場、障害を持った子供達との交流など、障害の種別や世代を超えた地域住民の行きかう場所になっています。

また、キッチンには、月に何度か地域の住民に貸出しをしています。借りた方は、そこで自前の食材で食事を作り、値段を設定し、提供する取組みですが、これには現在、30以上の団体が登録をしているそうです。町の中心部にありますので、商店街の活性化につなげる狙いも併せ持っています。

当別町のボランティア活動が充実している理由について考えました。それは、需要と供給を明確に捉えていることだと思います。住民のニーズを分析し、どんな支援が必要なのかを具体的に把握していること。そして、そこにどんなボランティアを充当させると効果的なのかをはっきりと示しています。例えば、コミュニティ農園には、団塊世代の男性を。カフェに併設している駄菓子屋には、ご高齢者を。公的外サービスには、養成講座を受講した市民をというように、この支援には、こんなボランティアをと示して募っているせいで、ニーズに合った支援が提供されており、一般市民は、できる時にできる事をするのスタンスで、気軽にボランティアに参加し継続しやすいのではないかと考えました。

将来を思えば、全て行政に任せるのではなく、自分は町のために、地域やご近所のために何ができるのかを考え、これは自分たちでできる、その代わりこれは町にお願いするという、協働の意識を涵養していることはとても大事な事だと考えます。

ボランティアとして参加することで、希薄になりつつある人と人とのつながりの原点が、母村十津川村の村民憲章でうたっております「豊かな人情」。困った時はお互いさまの信頼関係にあることを再認識する機会になって欲しいと願います。

本町のボランティアセンターが、そのけん引役を担ってくださることに大きな期待を寄せると同時に、委員会は、地域住民の皆様や様々な団体とより活発に意見交換をし、地域の課題の把握に全力で当たるよう努めたいと考えたところでございます。

次に、千歳市での政務調査です。28年度の常任委員会活動計画の主要テーマの一つに掲げております防災体制について、千歳市防災学習交流センターそなえーるを訪問し、災害の疑似体験や防災学習を通じ、災害に強いまちづくりについて考えることが視察の目的です。

こちらの施設は、総合的な防災対策の推進や自主防災組織の充実などの観点から、住民要望や住民懇話会での議論を踏まえて整備されたもので、災害時には災害対策の拠点として使用されるそうです。

防災意識を高めるため、千歳市総合防災訓練のほか、町内会や自主防災組織、事業所対象の消火、救出訓練、防災講座、イベント、救急救命率向上のための救急救習会など、小さな単位での事業が多いことにも関心いたしました。

災害時の対応に自助、共助の重要性が言われています。各行政区単位で自主的に防災への意識を高めることは共助の基本ですが、共助の意識を高める機会を作って与える。きっかけを作るのは、公助の一つではなかろうかと思えます。行政には、自主防災組織を設立していない行政区へのアドバイスを、また、設立後は組織を活用した防災学習の機会の作り方に様々なヒントを示していただきたく思います。

委員会では、今年度の議会報告会の場で、参加いただいた住民の皆様へ、町内の自主防



災組織の設立状況や防災資機材の整備状況をお知らせして、防災意識の向上に努めてまいりましたが、万全な防災体制が地域に根づくよう、委員会で今後も定期的にその動向を調査し、働きかけていきたいと考えております。

また、私自身の置かれている立場での災害対応を考えますと、例えば、この議場に居る今、あるいは閉会中の地域で災害が発生したとして、私達議員がとる行動や議員が果たすべき役割について、議員全員で話し合ったことがありません。一度、災害時の議会の行動指針や対応マニュアルについて考える機会を設けてはいかがかと考えました。

余談になりますけれども、議員控室の図書コーナーに地方議会人という冊子が置かれています。最新号の特集は、災害と自治体の危機管理です。防災危機管理における地方議会の役割という記事が掲載されていますので、ぜひ、目を通されますことをお勧めいたします。

以上で、総務民生常任委員会の政務調査報告を終わります。

○議長（長谷川秀樹君） 総務民生常任委員会政務調査報告を終わります。

続いて、経済文教常任委員会政務調査報告を安中委員長よりお願いいたします。

〔経済文教常任委員長 安中経人君登壇〕

○経済文教常任委員長（安中経人君） おはようございます。議長の指示により議会閉会中に行った経済文教常任委員会管外政務調査について報告をいたします。

日時は、平成28年6月29日。出席委員は、鈴木委員、白石委員、進藤委員と私。オブザーバーとして、長谷川議長であります。欠席委員は病気により青田委員でございます。

調査の目的、2件ありまして、1点はコミュニティ・スクール導入の成果と課題について。2点目は、水稻の種子開発試験研究状況についてであります。

調査の内容についてでございますが、1点目のコミュニティ・スクール導入の成果と課題について。調査地は、胆振管内安平町における取組みであります。

現在の学校運営は、学校評議員制度であり、学校運営に関して、学校長が定め評議員に提示される仕組みになっておりますが、2004年法律改正により教育委員会は、公立学校運営に関して、学校運営協議会を設けることができるということでございます。通称、コミュニティ・スクールと言います。道内においては、まだ導入が進んでおりませんが、安平町は文科省のモデル校として現在成果を出しております。

従来との相違点は、校長が計画を立てた学校運営計画に対して、意見、提案、変更、そして承認する。あるいは、教員人事に対して意見を述べられるなど、責任と大きな権限が与えられる仕組みになっておりました。

また、学校運営に対して地域との密接なつながりができており、地域づくり、まちづくりに大きく貢献している様子が確認することができたものであります。本町においても、将来議論する機会があるならば、大いに参考になるものと感じたものであります。

2点目の水稻種子開発試験研究についてでございます。調査地は岩見沢にある北海道中央農業試験所岩見沢試験地を訪問。ここでは、過去から開発された種子を栽培しながら原種保存がされていたものであります。なかでも現在行われている試験栽培のうち、将来、水稻栽培の省力化手法の一つでもある直播技術確立試験を見てきたものでございます。

研究種子は、大地の星、ほしまるの2品種により、無代かき、湛水直播栽培の研究がなされており、水管理法などが確立しておりましたが、耕起、いわゆるほ場起こし、施肥、

播種法などが今後の研究課題とされておりました。所見として、収穫の量的なものは、10アール当たり600キログラムが確保されているようです。しかし、食味についての開発が、今後まだまだであるという感じを受けて調査をしてきた次第でございます。

以上で、簡単でございますが経済文教常任委員会の管外政務調査の報告といたします。

○議長（長谷川秀樹君） 経済文教常任委員会政務調査報告を終わります。

引き続き、議員研修報告を願います。

はじめに、鈴木康裕君より報告願います。

〔3番 鈴木康裕君登壇〕

○3番（鈴木康裕君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、去る7月21日から22日までの滋賀県の国際文化アカデミーで行われました、平成28年度市町村議会議員研修、自治体予算を考えるの研修報告を行いたいと思います。

研修は主に関西学院大学法学部吉田悦教教授による講義と演習によるまとめとに分かれていました。

初日は自治体予算の原則、そして、歳入歳出予算の基礎とそのチェックポイントについて説明していただきました。

特に、議会における予算審議の流れは、一定のルールにのっとり行うべきであり、議会の修正権について学ぶことが出来ました。例えば、予算案の一部訂正、次の議会時での補正予算の提出、予算の再議。また、同一内容の予算を再度提出された場合は、出席議員の3分の2以上での同意で議決は確定するという事など、様々なケースの処理の仕方を勉強することが出来ました。

私が、3月の定例会で反対討論を行ったときの不安が、少し解消でき、非常に有意義なものでもありました。

また、決算書の見方についても講義があり、資料として持って行った新十津川町の平成26年度の決算書の内容も、より深く理解できるようになりました。

2日目の午後、まとめの演習としてグループ別に分かれ意見交換会が行われました。私の班では、公共施設の管理計画についての討論が行われ、庁舎、学校、橋りょう、その他施設などの維持管理、新設、それぞれの自治体が各々の立場で、現状発表、対策などを話し合い、方向性などを見つけていくものでした。他市町村の課題は、我が町でも共通するものが多く、参考になる面と逆に参考にさせていただきたいところを提言し、演習を終えたのでした。

この二日間を通して、議員としての基礎、知識を学ばせていただいたこと、他の地域の議員さんと交流できたこと、こういう場を与えて下さった皆さんに感謝を申し上げ、研修報告を終えたいと思います。誠にありがとうございました。

○議長（長谷川秀樹君） 次に、進藤久美子君より報告を願います。

〔1番 進藤久美子君登壇〕

○1番（進藤久美子君） おはようございます。議長のご指示がありましたので、去る7月20日、水曜日、地方議員研修会主催の地方議会への提言と題して行われました議員研修の報告をさせていただきます。

開催場所につきましては、札幌市札幌国際ビルでございます。講師の方につきましては、元佐賀県武雄市市長樋渡啓祐氏をお迎えし、午前は、これからの地方自治体。午後からは、

よりよい一般質問のためにと題して講演されました。

午前中は、市長時代に成功された武雄市図書館を事例に、様々な観点から、これからの地方自治体はどうあるべきかをお話をされました。

午後からは、地方議員とはどうあるべきか。どう質問すれば行政側に思いを伝えることができるのかなど、一般質問を成功させる秘けつを、実際に行われた武雄市議の一般質問の様子をスライドで見ながら教えていただきました。

最後に全体を通して質問する場面もあり、皆さん一般質問に対して共通の悩みを持っていることが分かり、少し安心することが出来ました。できれば、ぜひまた、この講師のお話を聞いてみたいと思ったところでございます。

最後になりましたが、この研修に参加させていただいたことにお礼を述べさせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議員研修報告を終わります。

以上で、日程第3、諸般の報告を終わり、すべて報告済みといたします。

---

#### ◎行政報告

○議長（長谷川秀樹君） 日程第4、行政報告を行います。

町長。

[町長 熊田義信君登壇]

○町長（熊田義信君） おはようございます。ただ今、議長からご指示がございましたので、平成28年第2回定例会以降における行政報告を申し上げます。お手元に資料がありますので、主だったものを口頭で説明をさせていただきたいというふうに思います。

はじめに、総務課関係から申し上げます。

開町記念式並びに追悼式でございます。6月20日、総合健康福祉センターゆめりあにおいて、開町126年記念式典並びに戦没者、開拓物故功労者、消防殉職者追悼式を執り行いました。母村十津川村からは更谷村長、中南議長、小山手副村長並びに村職員の皆さまなど、町内外から総勢220人の参列をいただき、厳粛かつ盛会裡に式典を執行することができました。当日、表彰した方々については、下に書いてあるとおりでありますのでお目通しをいただきたいというふうに思います。

次に、十津川村水害慰霊祭であります。8月20日、十津川村水害慰霊祭が十津川村紀伊半島森林植物公園において開催され、町議会議長はじめ議員、代表監査委員並びに教育長とともに16人が参列をし、ご尊霊の安らかなるご冥福をお祈りしたところでございます。当日は、奈良県から松谷副知事、川口県議会議長も参列をしていただいたところでございます。

2ページになります、表彰の関係でございます。

8月5日、新十津川ライオンズクラブ様から認証50周年を記念し、交通安全運動の一層の推進のためにと多額の浄財をご寄附いただき、交通安全指導車を購入させていただきました。また8月26日、砂川市、熊沢米吉様から、ふるさと新十津川へと多額の浄財をご寄附いただきました。新十津川町表彰条例に基づき、それぞれ感謝状を贈呈いたしましたところでございます。

次に、参議院議員通常選挙の関係でございます。7月10日、第24回参議院議員通常選挙

が行われました。当日の有権者は5,891人で、投票者数は4,138人、投票率は70.24パーセントとなりました。3年前の前回投票率と比較しますと約3.9パーセントの増となっております。また、期日前投票は1,305人で、投票者の31.54パーセントとなり、前回より4.39パーセントの増となっております。なお、今回の選挙から、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられました。これにより、18歳66人、19歳49人の計115人が新たに有権者となり、投票者数は、18歳で48人、19歳で26人、投票率は、18歳で72.73パーセント、19歳が53.06パーセントとなり、18歳及び19歳の投票率は、64.35パーセントとなりました。このようなことから、今回、新たに選挙権を有した18歳の年齢の方が全体の投票率より高い割合となり、選挙への感心の高さが伺われたところでもございます。

次4ページをお開き願いたいと思います。下段の方に災害の関係が触れております。

それぞれの常任委員会で口頭で報告をさせていただいたところでもありますけれども、被害の概要につきましては、一覧にしておりますので、お目通しをいただきたいというふうに思います。

改めて今回の8月の20日からの災害に関し、水防団、消防団、排水機場担当職員など、関係各位の方々には、町民の生命、財産を守るために全身全霊をもって対応していただきましたことに感謝とお礼を申し上げたいというふうに思いますし、その結果、被害は多少ありましたけれども、最小限に食い止められたというふうに考えております。また、本町での収穫目前での被害に遭われた方、そして、道内各地で被害に遭われた方々に心よりお見舞いを申し上げたいというふうに思います。さらには、この災害により尊い命を亡くされた方には、心より哀悼の意を表したいというふうに思っているところでございます。

次に、6ページになりますけれども、その前に一つ、ここには掲載されておきませんが、J R 札沼線の関係について、少し報告をさせていただきたいというふうに思います。

J R 北海道の島田修社長が9月1日、本町に表敬訪問をいたしました。今回の連続した台風の影響により道内各地で河川の増水により路盤の流出や橋りょうなど数多くの被害を受け、また、現地に調査も入ることができない所もあるという状況でありました。そのような事から、今は道民の足を守るために台風による災害の復旧を最優先にしたい旨の報告をいただいたところでございます。

さらには、過般、新聞報道にありましたJ R 単独では維持困難なため、全体的な路線見直しに理解をして欲しいと述べ、路線の公表時期については、当初想定より少しずれこむ見通しであると触れられたことを申し添えたいというふうに思います。

当日は、J R 北海道の社長が月形町の樺戸監獄物故者追悼式に参列した後、浦臼町と本町への表敬訪問ということでございました。このように表敬訪問と言いつつも、通常の域を超えて廃線に向けての地ならしのような説明をしていくJ R 北海道事態の資質や情報提供のあり方、さらには、地域のことを無視した一方的な姿勢に憤りを感じたところでございます。今後何かしらの動きが、ここ1、2か月中にあると思われまますので、必要に応じ、議会に報告をするとともに協議をさせてもらうことを申し添えさせていただきたいと思っております。

次に、住民課関係について説明をさせていただきたいというふうに思います。

最初に人口動態であります。8月31日現在の人口動態は、人口が6,793人で、前年同期と比べ89人の減となっており、世帯数は2,970戸で、前年同期と比べ1戸の減となつてご

ざいます。65歳以上の高齢者数をみますと、2,539人と前年同期と比べ37人増、高齢化率は37.4パーセントと前年同期より1.0ポイントの増となっております。また、出生は、6月1日から8月31日までの間に7人の方が生まれ、1月からの出生数は21人となっております。

次に、保健医療でございます。8月31日現在の国民健康保険の加入世帯数は957戸、被保険者数は1,739人で、前年同期と比べ38戸、88人の減となっております。また、後期高齢者医療制度の被保険者数は1,424人で、前年同期と比べ7人の増となっております。

8月31日現在の福祉医療受給者数は、ひとり親家庭等医療受給者数が223人、重度心身障害者医療受給者数が190人となっております。子ども医療受給者は、本年8月診療分から対象者を高校生まで拡大したことにより、新たに131人が加わり815人となっております。

次に、9ページになります。

保健福祉課関係について説明をしたいというふうに思います。

最初に、ふるさと学園大学でございます。6月11日に2回目の講座として一般町民も参加できる土曜講座を開催し、大学生140人、一般町民80人が受講をいたしました。落語家笑生十八番氏と弟子で昨年、こども落語の全国大会で優勝した浦臼町の小学6年生、米食亭七星さんが特別出演をし、大人顔負けの迫力ある落語に客席からは大きな歓声が上がっております。また、笑生十八番氏からは、笑いから健康になる落語を披露し、会場内が笑いの渦に包まれていたところでございます。また、7月12日から14日までの3日間、社会見学旅行が行われ、130人が札幌市のアサヒビール北海道工場を見学をしたところでございます。

次に10ページ、二つ目、シニアいきいきクラブでございます。今年の実施は、6月3日にヨガ教室を開催し9人が参加いたしました。6月10日には徳富川河川敷でノルディックウォーキング教室を開催し、12人が参加をしたところでございます。

次に、児童館でございます。4月1日から8月31日までの利用実績は、開館日数が140日で、延べ利用者数は小学生3,572人、中学生148人、その他65人で、合計3,785人。1日平均では27人となっております。また、7月2日、第10回じどうかんまつりを開催し、165人の児童が参加をいたしましたところでございます。

次に、12ページの下段でございます。

高齢者等の町単独福祉サービスの実績でございます。在宅要援護者通院支援として、8月31日現在で6人に月1回のタクシー券を給付してございます。また、在宅での寝たきり障害者等を介護している介護者3人に対し、手当てを支給をしているところでございます。

また、高齢者等見守り生活支援事業は、花月区で2世帯に支援員2人が週1回訪問して声かけをしているところでございまして、また、緊急通報システムの設置は、8月31日現在では69件設置されているところでございます。

障がいサービス関係でございます。障がい者に対して地域事情や利用者のニーズに応じて実施する、地域生活支援事業についてであります。8月31日までに給付決定された生活移動支援が2件、日中一時支援一時預託が1件、訪問入浴1件、日常生活用具の給付は87件となっております。

次に、14ページ。

二つ目の健康診査関係についてでありますけれども、6月1日から7月31日までに特定健

診に298人、20歳、30歳代の若年者健診117人、後期高齢者健診に144人、生活保護受給者対象の基本健診7人が受診をしております。また、がん検診では、胃がん326人、肺がん445人、大腸がん434人、前立腺がん140人、30歳代乳がん3人、その他に、骨粗鬆症健診134人、肝炎検診30人、エキノコックス症検査282人が受診をしております。6月23日から26日までに実施をいたしました集団健診に対する結果説明会では、369人に保健指導を行いました。特定健診受診者のうち指導対象となったのは、積極的支援が4人、動機付け支援が18人となっております。

次に、臨時福祉給付金支給事業でございます。賃金引き上げの恩恵が及びにくい高齢者の方を支援するために支給される年金生活者支援等臨時福祉給付金については、4月25日から受付を開始し7月25日に終了いたしました。申請並びに給付状況は1,075人の対象者に対し、1,034人分の申請があり、申請率は96.2パーセントとなりました。また、消費税増税に伴う臨時的な給付措置として実施する平成28年度の臨時福祉給付金と、この給付金の受給対象者のうち、障害、遺族基礎年金受給者の生活支援を目的とした給付金について、9月1日からゆめりあにおいて申請受付を開始しました。この2つの給付金の対象者1,588名に対し、12月2日まで受付を行ってまいるところでございます。

次に、産業振興課関係でございます。16ページをお開き願いたいというふうに思います。

営農振興対策協議会では、カメムシ現地調査を7月12日から8月23日の間に町内14か所で6回にわたり実施し、調査結果を直接農業者にハガキで通知するとともに、町ホームページに掲載し、防除の適正化に努めたところでございます。また、営農研修会を6月28日にライスボックス21検査場前で行い、17人の農業者が水稻の栽培管理について、説明を受けたところでございます。また、8月21日には新十津川町で、農業者との婚活交流会を行い、札幌市等の30代から40代の女性5人と本町男性4人が町内施設で交流を行ったところでございます。

次に、17ページの下段でありますけれども、昨年に引き続き、観光資源発掘事業を7月16日から18日まで北海道大学の協力により行われたところであり、今回は東南アジア出身者を中心とする9名の留学生等が町内を見て歩き、町内の農産物等の食材を活用した様々な料理を考案し、最終日の18日には総合健康福祉センターで発表会を行ったところでございます。

次に、18ページをお開き願いたいと思います。

次に、建設課関係について報告をしたいと思います。19ページの最後に書いてあります住宅耐震化促進事業でございます。個人住宅の改修工事費用を助成する安心すまいる助成事業は、8月31日現在で47件の申請があり費用概算額で7,861万2千円、助成予定額で1,354万2千円、うち助成決定件数は27件、助成決定額は751万8千円となっております。また、住宅の耐震化を図るための住宅耐震化等助成事業は、8月31日現在で5件の申請があり、費用概算額625万6千円、助成予定額で119万8千円、うち助成決定件数は4件、助成決定額は89万9千円となっております。なお、耐震改修並びに耐震診断の申請は現在ないことも申し添えたいと思います。

以上を申し上げ、平成28年第2回定例会以降の行政報告とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上をもちまして、行政報告を終わります。

ここで11時10分まで休憩いたします。

(午前11時00分)

---

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

(午前11時10分)

---

◎教育行政報告

○議長（長谷川秀樹君） 日程第5、教育行政報告を行います。  
教育長。

〔教育長 久保田純史君登壇〕

○教育長（久保田純史君） おはようございます。議長のご指示をいただきましたので、平成28年第2回定例会以降における教育行政報告を申し上げます。お手元の教育行政報告書により、主なものを報告いたします。

まず、教育委員会関係では、3回の定例教育委員会を開催しております。

6月17日は、報告5件、議案1件の説明を行いました。報告第23号では、中学校の特別支援学級の廃止について報告いたしました。これは、病弱、身体虚弱学級に在籍していた生徒が5月末を以って転校し、在籍者がいなくなったことによる学級廃止の報告であります。

7月11日は、報告3件、議案2件の説明を行いました。報告第28号では、5月に小中学校の児童生徒に実施した、いじめに関する調査の集計結果について報告しています。本町では、いじめと判断される事案がなかったことについて報告いたしました。

8月31日は、報告5件と議案2件の説明を行いました。報告第33号では、先の経済文教常任委員会で報告させていただきました、児童生徒に対して、愛郷心や定住意識を調査したふるさと新十津川に関する調査結果について報告いたしました。また、議案第20号、全国学力、学習状況調査結果の取り扱いについてであります。この調査結果については、北海道教育委員会では、平成26年度から各市町村の状況や学力向上対策をきめ細かく公表することにより、北海道教育の推進が図られると考え、本町においても市町村名の公表についての検討を依頼されていましたが、本町では、前年度まで公表をさし控えておりました。しかしながら、平成27年度末現在、市町村名を公表した割合が全道の75パーセントを占めること、また、今年度においては、さらに、空知管内を含め全道で公表が増える状況にあることなどの状況に鑑み、本町においても、今年度から北海道教育委員会が掲載する北海道版結果報告書への掲載に係る同意について教育委員の承認をいただいたところでございます。

視察研修の関係ですが、8月31日に、教育委員による小中学校訪問を行い、学校長の学校経営方針を確認するとともに授業参観をしてきました。小学校は、同日地域授業参観日でもあり、各教室とも父兄が子どもの授業を受ける様子を熱心に見学しておりました。

次に小中学校関係ですが、9月1日現在の児童生徒数の合計は498人となっております。2ページをお開き願います。

夏季休業であります。7月23日から8月16日までの25日間でありまして、休業期間中の児童、生徒の事故、事件についてはありませんでした。

学校行事ですが、8月26日と27日の2日間中学校学校祭が行われ、父母や地域の方々な

どたくさん来校され、クラス対抗の合唱発表などを鑑賞いたしました。

また、ここに掲載しておりませんが、9月4日、新十津川神社の例大祭が行われました。新十津川小学校の特別クラブであります獅子神楽クラブ児童14人により、役場前や神社境内において、日頃の練習の成果として獅子舞を披露していただき、たくさんの方々の拍手をいただきました。

中学校体育大会等の結果は、記載のとおりであります。各部とも練習の成果を発揮していただきましたが、全道へ進出した種目のみ報告します。

3ページですが、卓球は、試合が7月30日に乙部町で行われ、3年生女子川原彩音さんが個人戦に出場いたしました。惜しくも初戦敗退いたしました。

続きまして、剣道ですが、3年生男子個人の清野麒太郎さんが9位に、また、2年生女子の高橋緒戸さんが3位という立派な成績を収めました。

次に吹奏楽部ですが、部員28人ということで、50人以下のA編成又は35人以下のB編成いずれかの出場ということでしたが、8月6日に岩見沢市で行われた空知大会にはA編成で出場し、見事4年連続で金賞となり、全道の出場権を獲得し、9月3日に札幌市コンサートホールキタラで行われた北海道吹奏楽コンクールに出場いたしました。結果は、少ない部員が一致団結し、丁寧で美しい演奏を来場者に披露し、新中吹奏楽部としては初となる銀賞を受賞いたしました。

芸術鑑賞事業ですが、例年どおり、雨竜町との共同事務の一環ということで取り進めております。

学校教育関係ですが、いじめ対策です。昨日、初回となる新十津川町、雨竜町子どものいじめ対策委員会を開催し、委員長に新十津川町の金行健次さん、副委員長に雨竜町の安田隆則さんを選任し、平成27年度及び平成28年度における両町の子どものいじめ防止に係る取組みなどについて、協議いたしました。

続きまして、飲酒運転根絶についてですが、6月28日、臨時空知管内道立学校長、市町教育委員会教育長会議が開催され、6月23日に江別市内の小学校教諭が酒気帯び運転を起し警察の捜査を受けたのを踏まえ、児童生徒に交通安全を指導すべき立場にある教職員でありながら、誠に遺憾であるとして、飲酒運転をしない、させない、許さないの徹底について臨時校長会を速やかに開催し、行うことの指示がありました。これを受け、本町では6月30日に臨時校長会を開催し、小中学校長に示達いたしました。その後、北海道教育委員会では、7月13日から9月30日までを飲酒運転根絶取組強化期間として取り組んでいた矢先の8月20日に道東の道立特別支援学校教諭が引き続き飲酒運転を行い、酒気帯び運転の事案が発生したことに伴い、再度、8月29日に臨時空知管内道立学校長、市町教育委員会教育長会議が開催され、再発防止徹底の指示を受け、文書にて再度、新小、新中学校長に管下教職員に対し飲酒運転の根絶を徹底するよう示達いたしました。

4ページをお開き願います。

学力向上ですが、8月3日から8月8日までの間で4日間、学習サポート事業やまびこを教職員OBなどボランティア関係者のご協力のもと実施いたしました。児童、生徒の参加者は、小学生136人、中学生32人で、合計168人となっております。児童、生徒全体の参加率では、小学生では43パーセント、中学生では17パーセントという状況でありました。

また、8月5日に外国語指導助手のキャメロン・ブレンキー氏に、再任用の辞令交付を



いたしました。任期は1年ですが、今年で4年目となります。本人の同意があれば、5年間の再任用が可能となります。

次に、農業高校関係についてですが、6月25日から札幌の大通公園で開かれた花フェスタ2016札幌のメインイベントであります第7回北海道ガーデニングコンテストで、新十津川農業高校が2年連続の大賞となり、北海道知事賞を受賞しました。今回は、英国式庭園をテーマに創作し、ジギタリスやアリウムなどの草花を巧みに配置した、表現力が高い評価を受けました。

5ページに移りまして、学校給食センター関係ですが、6月22日、株式会社マツオが創設60周年を記念して、さらには、創業者が本町の吉野出身といくこともあり、ジンギスカン特上ラム肉86キログラムの贈呈を頂き、同月30日の学校給食で新十津川町と雨竜町の小中学生にジンギスカン給食を提供いたしました。

続きまして、社会教育の関係ですが、6ページをお開き願います。

母村交流事業についてであります。7月26日から4日間の日程で実施いたしました。今年、小学生22人、引率教職員6人の計28名が訪問いたしました。残念ながら中学生の希望申し込みはありませんでした。今年、離村する前に谷瀬のつり橋を渡橋する時以外は天候にも恵まれ、また、初めての研修先として十津川高校で木工体験プログラムを入れていただくなど、充実した研修を受けてまいりました。さらには、村の皆様にご歓迎いただき、両村町の絆を体感できたと報告を受けております。

続きまして、芸術鑑賞事業ですが、6月25日に陸上自衛隊第11音楽隊コンサートがゆめりあで行われ新中吹奏楽部との合同演奏もあり、大勢の聴衆で賑わいました。また、前日には第11音楽隊の方が吹奏楽部員にパート別に技術指導をしていただき、この度の銀賞につながったものと考えております。

7ページに移ります。

アートの森の関係です。7月9日、しんとつかわ・まちづくりセミナー2016が約80人の参加のもと文化伝習館で行われ、パネリストから自然や文化を活かした本町のまちづくり方策について活発な意見が交わされました。また、翌日の10日には、こもれびの完成を祝うミニコンサートがかぜのびで催され、約120人の聴衆の前で、札幌交響楽団コンサートマスターでヴァイオリニスト大平まゆみさんとピアニスト浅井智子さんにクラシックや童謡など14曲を演奏していただきました。

次に、7月3日に行われました、第22回ピンネシリ登山マラソンについては、427人の参加でありました。今年もまた、母村青年5人の参加をいただき大会を盛り上げていただきました。

次に、スポーツ大会の関係であります。

8月28日、第30回北海道マラソン2016が札幌市で開催され、今回は30回の節目ということで、主催者より各市町村からランナー1名の推薦依頼を受け、本町では、橋本区ご在住の小野仁司さん72歳に出場を依頼し、見事4時間43分35秒で完走を果たしました。

次に、8ページをお開き願います。

少年団、中学生部外活動ですが、野球ではホワイトベアーズの活躍でございます。8月1日から3日まで新十津川ホワイトベアーズが札幌市で開催された第45回全道少年軟式野球大会に平成3年以来25年ぶりに全道大会に出場し、1回戦はシード、2回戦、3回戦と

強豪と戦い勝ち上がり、準決勝で敗れましたが見事ベスト4、3位となりました。また、8月21日に歌志内市で開催された第23回全道少年軟式野球選抜大会空知支部予選で優勝し、今月17日から登別市で開催される全道大会に出場いたします。

また、剣道の関係ですが、6月19日に砂川市で開催された第40回北海道道場少年剣道大会が行われ、小学生団体戦では、平成12年以来16年ぶりとなる優勝を飾りました。さらに、剣道の関係ですが、ここに記載しておりませんが、永年子供達への剣道指導を通して、青少年の健全育成にご貢献されたとして、中央区ご在住の後木祥一様が9月1日に札幌市で北海道知事からの北海道社会貢献賞表彰式に出席し、同日、帰町後、役場において、町長、副町長、尚武会長とともに受賞の報告をいただきました。

次に、9ページに移ります。

生涯スポーツ推進事業ですが、新十津川スポーツクラブでは、手軽にできる体験メニューを行っております。5月19日から6月30日は、スポーツ吹き矢体験会を改善センターで全4回開催し42人が参加しております。吹き矢につきましては、徐々にではありますが普及浸透が進んでおり、一昨日の新十津川神社例大祭の日には、文京区の愛好者の方々に、屋外での競技体験を研究するために、神社境内を利用して吹き矢を楽しみ、感想としては風もなく屋内と変わらずできたという報告を受けました。

10ページをお開き願います。

株式会社日本ハムファイターズ主催事業ですが、全道で初めてとなる中学生を対象とした野球教室が、8月5日、6日の両日、本町のピンネスタジアムで行われました。参加者は25人で、内訳といたしましては新中野球部員11人、雨竜中野球部員12人、滝川江陵中野球部員2人でございます。日ハム球団の立石、高口、池田3コーチからトレーニングや実戦形式の技術指導を受けました。

次に、図書館関係であります。昨年同期と比較して、貸出冊数は増えていますが、貸し出し人数が減少している状況にあります。なお、8月末現在の蔵書冊数は、一般書、児童書併せて、9万7,537冊となっております。行事関係につきましても、本に親しむ環境づくりと読書習慣を付けるべく通常事業や特別事業を計画的に行いました。

以上申し上げまして、平成28年第2回定例会以降の教育行政報告といたします。

○議長（長谷川秀樹君） 以上をもちまして、教育行政報告を終わります。

---

#### ◎日程変更

○議長（長谷川秀樹君） 次に日程第6でございますが、一般質問につきましては、13時から行います。

---

#### ◎請願第1号の上程、説明、委員会付託

○議長（長谷川秀樹君） 日程第6、請願第1号、農業、農村を崩壊させかねない農政改革とTPPの拙速な国会承認の反対を求める請願について、紹介議員であります鈴木康裕君より内容の説明を求めます。

3番、鈴木康裕君。

〔3番 鈴木康裕君登壇〕

○3番（鈴木康裕君）

[説明の記載省略]

○議長（長谷川秀樹君） 内容の説明を終わります。

本件につきましては、お手元にお配りいたしました請願文書表のとおり、所管の経済文教常任委員会に付託いたしましたので報告いたします。

---

◎請願第2号の上程、説明、委員会付託

○議長（長谷川秀樹君） 日程第7、請願第2号、米政策改革の抜本的見直しを求める請願について、紹介議員であります鈴木康裕君より内容の説明を求めます。

3番、鈴木康裕君。

[3番 鈴木康裕君登壇]

○3番（鈴木康裕君）

[説明の記載省略]

○議長（長谷川秀樹君） 内容の説明を終わります。

本件につきましても、お手元にお配りいたしました請願文書表のとおり、所管の経済文教常任委員会に付託しましたので報告をいたします。

---

◎議案第49号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第8、議案第49号、平成28年度新十津川町一般会計補正予算第3号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 熊田義信君登壇]

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第49号、平成28年度新十津川町一般会計補正予算第3号。

平成28年度新十津川町一般会計補正予算第3号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,778万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億6,758万9千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

第2条、地方債の追加及び変更は、第2表、地方債補正による。

なお、内容につきましては副町長より説明申し上げますので、よろしくご審議の上、議決賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

[副町長 小林透君登壇]

○副町長（小林透君） ただ今上程いただきました議案第49号、平成28年度新十津川町一般会計補正予算第3号の内容をご説明申し上げます。

10ページ、11ページをお開き願いたいと思います。歳入歳出予算補正事項別明細書により

まして、補正のある款のみご説明を申し上げます。総括、歳入。

12款、分担金及び負担金。補正額減額の168万5千円、これでございますが、増加分で養護老人ホーム利用者負担金17万4千円、減額分で徳富ダム地区基幹水利施設管理費負担金減額の185万9千円を合算したものでございます。計5,959万9千円。

15款、道支出金。補正額減額の53万5千円、これにつきましては、増額分で強い農業づくり補助金153万3千円、減額分で基幹水利施設管理事業補助金減額の206万8千円を合算したものでございます。計4億7,359万3千円。

19款、繰越金。補正額96万6千円、これは、前年度繰越金でございます。計1億1,593万5千円。

21款、町債。補正額5,904万3千円、これにつきましては、増額分といたしまして過疎債で新たに充当するものとして除雪センター改修事業債210万円、北中央4条通り整備に係る道路改良事業債4,210万円、児童館横の水遊び場整備事業債340万円。また、公共事業債として充当するものとして、後樂園沼排水路改修に係る排水路改修事業債570万円、ふるさとふれあい通り道路照明更新に係る事業債1,630万円。そして本年8月豪雨に係る単独災害復旧事業債100万円。そして、これらの起債充当に当りまして臨時財政対策債を減額いたしまして、減額が1,155万7千円。これらを合算したものが補正額になります。計6億4,624万3千円。

歳入合計、補正額5,778万9千円、計59億6,758万9千円。

続きまして、右のページ歳出でございます。

2款、総務費。補正額4,361万6千円、計9億292万5千円。財源内訳は、すべて一般財源でございます。

3款、民生費。補正額156万1千円、計7億2,759万5千円。財源内訳は、特定財源で地方債340万円、その他財源17万4千円、一般財源は減額の201万3千円です。

6款、農林水産業費。補正額減額の112万3千円、計4億7,100万9千円。財源内訳は、特定財源で国道支出金減額の53万5千円、その他財源で減額の185万9千円、一般財源は127万1千円でございます。

7款、商工費。補正額102万1千円、計2億2,543万8千円。財源内訳は、特定財源で地方債1,630万円、一般財源1,527万9千円の減額でございます。

8款、土木費。補正額247万円、計7億3,096万6千円。財源内訳は、特定財源で地方債4,990万円、一般財源で減額の4,743万円。

9款、消防費。補正額274万4千円、計2億6,567万7千円。財源内訳は、すべて一般財源でございます。

11款、災害復旧費。補正額750万円、計1,992万3千円。財源内訳、特定財源で地方債100万円、一般財源650万円でございます。

歳出合計、補正額5,778万9千円、計59億6,758万9千円。財源内訳、特定財源で国道支出金減額の53万5千円、地方債7,060万円、その他財源減額の168万5千円、一般財源は減額の1,059万1千円でございます。

次に、地方債の説明を申し上げます。

9ページにお戻りいただきたいと思っております。

第2表、地方債の補正。はじめに追加の部分でございます。

起債の目的、水遊び場整備事業債。これは過疎債でございまして、限度額340万円。起債の方法、普通貸借又は証券発行。利率は5パーセント以内でございまして。償還の方法はここに記載のとおりでございまして。

次に、道路照明更新事業債。これは、公共事業等債でございまして。限度額1,630万円。起債の方法、利率、償還の方法については、上記と同じでございまして。

次、除雪センター改修事業債。これは、過疎債でございまして、限度額210万円、起債の方法、利率、償還の方法については、上記と同じでございまして。

道路改良事業債。これは、過疎債でございまして、限度額4,210万円、起債の方法、利率、償還の方法は、上記と同じでございまして。

次、排水路改修事業債。これは、公共事業等債でございまして、限度額570万円、起債の方法、利率、償還の方法は、上記と同様でございまして。

次に、変更でございまして。

起債の目的、現年度発生単独災害復旧事業債。補正前限度額200万円、補正後限度額300万円、起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と変更はございませぬ。

次、臨時財政対策債。補正前限度額1億7,000万円。補正後限度額1億5,844万3千円、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と変更はございませぬ。

次に、歳出の内容をご説明申し上げます。20ページからになります。

2款1項2目財政管理費。補正額361万6千円、計586万7千円。財源内訳は、すべて一般財源でございまして。内容を申し上げます。4番、公会計制度整備事業361万6千円。これは、地方自治体の会計が現金主義による予算、決算方式であるものを補完するものとして、国の方針で平成27年度から3か年の間に各市町村は固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を行い、住民に対する財務状況の開示や中長期的財政運営に活用すべきとしてございまして、これを受け、本町におきましても総務省が示す基準に基づき、本年度分の作業として固定資産台帳整備と財務書類の仕分けに係るシステム導入と作業に係る委託料を補正計上するものでございまして。このシステム導入運用に対しましては、係る経費の2分の1が特別交付税で措置されることとなっております。

次、3目財産管理費。補正額4,000万円、計2億9,493万4千円。財源内訳は、すべて一般財源でございまして。内容を申し上げます。9番、庁舎建設基金積立金4,000万円。これは、平成27年度歳計剰余繰越金を庁舎建設基金に積み立てるものでございまして。

次に、22、23ページをお開き願いたいと思ひます。

3款1項2目高齢者福祉費。補正額156万1千円、計1億8,883万9千円。財源内訳、特定財源でその他財源17万4千円。これは、老人福祉施設入所措置費本人・扶養義務者負担金でございまして。一般財源は138万7千円。内容を申し上げます。1番、老人福祉施設入所措置事業156万1千円。これは、養護老人ホーム入所者が1名増加したことによりまして、措置費を増額補正するものでございまして。

次に、2項1目児童福祉費。補正額0円。計2億22万3千円。財源内訳ですが、特定財源で地方債340万円。これは、水遊び場整備事業債でございまして。一般財源減額の340万円。これは、起債充当による財源更正でございまして。

次24ページ、25ページをお開き願いたいと思ひます。

6款1項2目農業振興費。補正額221万6千円、計3億7,004万1千円。財源内訳は、特

定財源で国道支出金153万3千円。これは、道の強い農業づくり事業補助金でございます。一般財源は68万3千円。内容を申し上げます。20番、経営体育成支援事業153万3千円。これは、本年度分で、他市町村で補助金の取り下げがありまして、本町農業者に希望者がおりましたことから、これが採択される見込みとなりました。そのため当該1件分の補助金を補正計上するものでございます。

次に21番、酒米粉活用研究事業68万3千円。これは、酒米を精米する際に発生する酒米粉、これを有効活用するために、独立行政法人農業食品産業技術総合研究所と共同研究を進めようと今しておりまして、そのための委託料50万と連絡調整に係る旅費などを補正計上するものでございます。なお、補正予算といたしましたのは、相手方との協定調整が整ったことによるものでございます。

次、5目農地費。補正額減額の333万9千円、計6,598万1千円。財源内訳は、特定財源で国道支出金減額の206万8千円。これは、道の基幹水利施設管理事業補助金でございます。これにつきましては、事業番号2番の新十津川地区徳富地区で200万2千円、それと、事業番号3番の徳富ダム地区で減額の407万円を合算したものでございます。特定財源、その他財源で減額の185万9千円。これは、基幹水利施設管理費負担金、徳富ダム地区でございます。これは、月形町、浦臼町、雨竜町が負担金を本町が受けているものでございまして、事業費の減額により構成3町分の負担金が減となったものでございます。一般財源58万8千円。内容を申し上げます。2番、基幹水利施設管理事業新十津川地区徳富地区324万5千円。これにつきましては、基幹水利施設管理事業については、国及び道の補助を受け実施している事業であります。徳富ダム地区にて事業費の減額が見込まれるため、地区間の事業調整のもと次年度予定の事業を前倒しし実施するため、委託料の増額補正をさせていただくものでございます。事業内容は、新十津川地区では、十津川ダム放流設備ゲート塗装劣化に伴う塗装。徳富地区では、徳富川頭首工取水ゲート経年劣化に伴う分解整備ということで、委託料を各々170万7千円と149万8千円計上させていただいております。

次、3番、基幹水利施設管理事業徳富ダム地区、減額の658万4千円でございますが、これは、施設管理のうち注水工ゲート設備等保守経費を平成28年度より計上したところでございますが、国において一部補修を実施することとなったため、保守が不要となったことに伴う委託料の減額。それと、取水施設を除く徳富ダムの管理は、平成27年度より本格的な河川管理者である北海道が担い、負担協定に基づく農業分の負担をすることとなったところで、平成28年度予算編成時には年間を通じた管理経費実績が把握できなかったため、平成27年度予算と同程度で計上させていただいたところでございます。しかしながら、平成27年度実績で設備管理委託料や除雪費などが予算に比べ少ない執行で済んだと事から、今回平成27年度実績を勘案し、負担金の減額補正をさせていただいたものでございます。事業内容は、委託料として230万4千円、負担金として428万円の減でございます。

次に、26ページ、27ページをお開き願いたいと思います。

7款1項1目商工振興費。補正額102万1千円、計7,664万9千円。財源内訳は、すべて一般財源でございます。内容を申し上げます。11番、中小企業者応援事業102万1千円。これは、本年度から施行いたしました中小企業者応援条例に基づき店舗等を整備した事業者2社に補助金を交付するため補正計上するものでございます。

次、2目観光振興費。補正額0円。計9,046万5千円。財源内訳は、特定財源で地方債1,630万円。これは、道路照明更新事業債でございます。一般財源は減額の1,630万円。これは、起債充当による財源更正でございます。

次に、28ページ、29ページでございます。

8款1項1目土木総務費。補正額87万5千円、計2,349万4千円。財源内訳は、すべて一般財源でございます。内容を申し上げます。5番、農業集落排水事業特別会計繰出金87万5千円。これは、農業集落排水事業に関する経営戦略計画を策定するため、必要経費分を繰出金として支出するため増額補正するものでございます。

次、2項1目道路維持費。補正額0円。計2億6,629万8千円。財源内訳は、特定財源で地方債210万円、これは、除雪センター改修事業債でございます。一般財源減額の210万円。これも起債充当による財源更正でございます。

次、2目道路新設改良費。補正額0円。計1億1,427万3千円。財源内訳は、特定財源、地方債で4,210万円。一般財源で減額の4,210万円。道路改良事業債が充当されるものとして起債充当による財源更正でございます。

次、3項1目河川総務費。補正額0円。計1,917万1千円。財源内訳は、特定財源で地方債570万円。これは、排水路改修事業債でございます。一般財源減額の570万円。これも、起債充当による財源更正でございます。

次に、30、31ページでございます。

4項1目都市計画総務費。補正額159万5千円。計1億6,173万2千円。財源内訳は、すべて一般財源でございます。内容を申し上げます。5番、下水道事業特別会計繰出金159万5千円。これも先ほどと同様に下水道事業に関する経営戦略計画を策定する必要があるため、繰出金として支出するため増額補正するものでございます。

次に、32ページ、33ページをご覧くださいと思います。

9款1項2目水防費。補正額274万4千円、計2,955万円。財源内訳は、すべて一般財源でございます。内容を申し上げます。4番、農業用排水施設管理事業274万4千円。これにつきましては、先の台風による増水で排水機場を稼働させた際に、志寸島排水機場においては、外水位計測メーターの動作不良がございました。さらには、下徳富第1排水機場においては、燃料タンクレベルメーターにおける残量表示不良がございましたことから、これらの修繕に要する経費を補正計上するものでございます。

次に、34ページ、35ページでございます。

11款1項1目単独災害復旧費。補正額750万円、計1,150万円。財源内訳は、特定財源で地方債100万円。これは、現年度発生単独災害復旧事業債でございます。一般財源650万円。内容を申し上げます。1番、公共土木施設単独災害復旧事業750万円。これは、先の台風による豪雨被害のあった22か所について単独災害復旧事業として2件、その他改修で20件の計22件の復旧に係る経費を補正計上するものでございます。

歳出合計補正額5,778万9千円、計59億6,758万9千円、財源内訳は、特定財源で国道支出金減額の53万5千円、地方債7,060万円、その他財源で減額の168万5千円、一般財源で減額の1,059万1千円でございます。

以上が、一般会計補正予算の内容でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第49号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ここで13時まで休憩といたします。

（午後0時00分）

---

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

（午後1時00分）

---

◎一般質問

○議長（長谷川秀樹君） 日程第9、一般質問を行います。

先例にしたがい、通告順に進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

1番、進藤久美子君。登壇の上、発言願います。

〔1番 進藤久美子君登壇〕

○1番（進藤久美子君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をはじめさせていただきます。今回、私2点について町長にお伺いさせていただきたいと思っております。

まず1点目、我が町も少子高齢化が進み、後継ぎがいない、子供がいない、子供に迷惑をかけたくないなどの悩みや、古いお墓の墓じまいを考えている方が多く、将来を考えてみますと新十津川町内に安心して供養できる場所として合祀共同墓地が欲しいとの声が多く寄せられております。北海道内にもすでにいくつかあると聞いておりますが、本町でも将来に向けて合祀できる墓所等の施設を建設するお考えがないか、町長にお伺いさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは、1番議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、本町の墓地の状況を説明させていただきたいというふうに思います。

本町では9か所の共同墓地と1か所の霊園を管理し、およそ2,265区画にお墓が建立されているところでございます。先祖代々家族単位で埋葬されてきたこれらのお墓には、それぞれの墓誌や墓碑銘を目の当たりにすることによって、亡くなった方やご先祖様に感謝するとともに、自分自身を見つめ直し、子孫の繁栄を願い、故郷を愛する思い、そして、故郷との絆を再確認する役割がございます。家を単位としたお墓を大切にすることは、それぞれの歴史をしっかりと後世につないでいくことであり、やがては新十津川町の繁栄にもつながるものと思っております。

さらには、家族を絆とした墓地があることによって、里帰りの動機にもつながるわけがありますから、お墓参りは必ずしも子供の迷惑ではないでしょうし、お墓を大切にすることを育むことが肝要であると考え、今年も弥生霊園の区画を増設したところでございます。

この日本古来からのお墓が、これからも承継者が継続できうれば一番ありがたいと思っております。しかしながら、今、1番議員からのご質問にありましており、一方では、お墓を管理できる後継者がいない場合や、お墓のない方が、子供がいないという場合については、寺院の納骨堂などに頼るケースもございますが、経済的な問題もある場合があります。



ます。

そのようなことから、1番議員のご指摘のとおり、ここ数年多くの人たちが共同で利用する合祀共同墓地、さらには、合葬墓という言い方もありますけども、などへの関心が高まりつつあることは、新聞等でも察知をしているところでもあります。

しかしながら、多くの合葬墓は、トラブルを避けるために故人の名前を表示しないことや、親族以外の複数の遺骨を納めるため、一度収めたお骨は返還できないなど、合葬墓ならではの問題も生じております。

本町においては、将来において必要になることも考えられますが、他の供養形態もあり、現段階においては住民課窓口への問い合わせも皆無に等しい中で、公設運営することの意義や、規模、管理方法など、他市町での事例を参考にして慎重に検討を重ねる必要があります。そのようなことを踏まえ、今はまだ、この合葬墓を建立するそのような時期ではないと考えていることを申し上げまして、1番議員さんのご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 再質問はございますか。

再質問を許します。1番、進藤久美子君。

○1番（進藤久美子君） 町長の答弁は大変理解するところが多いのですが、私の調べたところによりますと、札幌市では、すでに滝野霊園、ここ空知管内においても、三笠市にすでに公益法人によって結の苑という合祀墓地が2014年6月に開園されています。2014年6月設置当初は、年間100件程度を見込んでいましたが、2年足らずで700件近くにも需要が多くなっている状況になっています。背景としては、核家族化などによって墓の管理が難しくなっていること。また、無宗教のため納骨する所がなくて困っている人など、そういう状況があります。このことは、本町の町民の方にとっても言えるのではないのでしょうか。

今後、北海道の自治体においても、このような合祀墓地、また、共同墓地は大きく発展して様々な事情のもと、造られると考えられます。宗派を問わずに納骨できるこの合祀共同墓地、ぜひ、早めにご決断されてはいかがでしょうか。

また、この質問に対しましては別にお寺を批判するそういうようなことを言っているわけではありません。檀家のある方は、お寺の住職さんとかにお願いをして永代供養など、そういう方向で進められていらっしゃる方もたくさんいるというお話は聞いています。ですが、核家族化で先祖代々伝わってきたお墓に、二男、三男の方は入ることはできない。その人達が亡くなった時には、また、その人達家族単位で新しいお墓を造らなければならないという、そういう困難なことに対して、この合祀墓地ということを提案させていただきました。もう一度、そのことについて、町長改めて再考されるお考えはないかお伺いさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） それでは1番議員さんの再質問に答弁をさせていただきたいというふうに思います。

道内の設置状況、1番議員さんからも質問の中にありましたけれども、今、担当で調べさせてもらったところでは、道内では10の市や町でこのような形態で設置をしているとい

う状況は、確認をしているところでございます。

ただ、この共同墓地の形態におきましても、先ほど言った合葬墓だとか永代供養墓、さらには共同墓、さらには納骨堂、樹木葬墓地、さらには散骨だとか、いろんな形態もあるわけでありまして。そういった中で、今、合祀共同墓地が本当に必要なのかどうかということ、早々に決断する段階には今ありませんので、特に公設で建てる場合においては、どのような状況が一番ふさわしいのかどうかということも、十分に勘案をしなければならないという状況にあります。

それと先ほども、最初の質問の答弁でお答えしたとおり、やはり日本古来の墓を守るということは、やはり大切な事だろうというふうに考えております。共同墓地ができる事によって、そっちの方にすべてが流れるような状態では、やはりあまり良い状態ではないというように思います。やはり今ある墓を守りながら、今、1番議員さんが言われたいろいろなそういう墓を守りたいけれども子供がいないだとか、後継者がいない場合の事を考えると、将来はいろんなことを考えなければならない事態は発生するかもしれませんが、現段階では、そういう早急に共同での合祀共同墓地を今、実施をするとそういう結論にはなりづらいということをご理解をしていただきたいということを申し上げ、再質問のお答えとさせていただきますというふうに思います。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

それでは、次の質問に移っていただきます。

〔1番 進藤久美子君登壇〕

○1番（進藤久美子君） それでは二つ目の質問をさせていただきます。

3月の定例会でも新十津川駅について質問をさせていただいたところ、新十津川駅は新十津川町総合計画の中で観光の拠点として活用していく、そういう答弁を町長からいただきました。

その後、ポスターを作成されたり、マラニックなどでPRされていることは大きく評価するところでございます。今後は、ふるさと応援寄附金をもっと活用して、駅周辺の整備、特にトイレは駅の周辺にはございません。今以上に民間の方が行っているイベントにもっと積極的に支援をしてはどうかでしょうか。

また、10月10日には、開駅85周年になると聞いています。町としてイベントを開催し、本町をPRするお考えがありませんでしょうか。お伺いさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは、1番議員さんの二つ目のご質問にお答えをさせていただきます。

まず新十津川駅につきましては、現在、ボランティアの方により駅舎や周辺の清掃が行われております。また、隣接する空知中央病院の職員の皆さんによるチューリップなどの花の植栽活動、病院保育所園児による乗客の歓迎や見送りなどが行われ、駅を愛する多くの方々によって環境整備がなされております。

今、トイレの事も話ありましたが、周辺の方がそういうトイレについても開放し、乗客にトイレも利用していただいているということでございます。

ご質問の内容にありましたように、沿線自治体3町が協力しPR用のポスターを作製したほか、7月には列車に乗り月形町、浦臼町の園児と空知中央病院の園児が交流、8月には新十津川小学校5年生が札沼線に乗り月形樺戸博物館で郷土学習を行うなど、札沼線を利用した事業を展開をしております。

また、地域おこし協力隊が企画し、終着駅のグッズとして切手を作成し販売するなどの取組みもなされているところであります。

日本一終発の早い駅としてマスコミにも取り上げられ、様々な取組みが進められておりますことから、新十津川駅を訪れる客は増加し、7月には1日平均22.5人、8月は1日平均32.6人の乗車数となっております。

また、1日1便となりました3月26日からは、新十津川駅を訪れた方に終着駅到達証明書を発行しておりますが、これまでの発行数は900枚を超えております。

本年度第1回定例会の一般質問において答弁をいたしましたとおり、今後も観光の拠点として活用してまいるところであり、平成29年度においては、重点施策の一つとして盛り込むことを検討しており、その財源として、ふるさと応援基金を活用させていただきたいというふうに今、検討を重ねているところでございます。

10月10日の開駅85周年についてでございますけれども、新十津川駅を愛する有志の方々と町の地域おこし協力隊が協力し、85周年をお祝いをする記念事業を企画していると伺っております。町の主催による記念事業ということではなく、駅や鉄道を愛する方やボランティアの方々によって記念事業が開催されますことは、85周年をお祝いするに相応しい形ではないかと思っておりますし、大変ありがたく思うところであります。

町といたしましても、記念事業を応援させていただこうと考えておりまして、農業を基幹産業とする町のPRを兼ね、記念事業の開催日には新十津川駅を訪れた方に、出来秋の新米を配りたいと考えております。

また、記念事業の内容につきましても、ホームページ等への掲載、メディアへの周知など、PRにつきましても協力をさせていただく考えでもあります。

以上を申し上げまして、1番議員さんのご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 再質問はございますか。

1番、進藤久美子君。

○1番（進藤久美子君） 今春に一往復になったことでテレビ局や新聞各社がこぞって取り上げてくれるようになり、その甲斐あって全国的にも新十津川町、多くのまちの人に知れ渡ることになりました。この波に再び乗りまして、新十津川町を一人でも多くの皆さんに知っていただいて、来ていただきたい、そういうふうに思っているところでございます。

10月10日には開駅85周年になる催し物もあります。町長は先ほど米を配りたいというような趣旨のことを申されていたと思うんですが、私の一つの提案といたしましては、85周年に向けて記念乗車券を作って販売してはいかがでしょうか。そのことを提案させていただいて、私の一般質問を終わらせていただきたいと思っております。

○議長（長谷川秀樹君） 町長の考え方。

答弁を求めます、町長。

○町長（熊田義信君） 今ほどの1番議員さんの再質問にお答えをさせていただきたいというふうに思います。

今85周年については、先ほど申し上げましたとおり、ボランティアの方が中心となって盛り立てていただく。そして今までも、一番早い最終列車ということで数多く方が利用をいただいていることは、先ほど答弁したとおりであります。

今、札沼線を利用して来てくれる方は、道外の方が非常に多ございます。非常にマニア的な方も多くて、マニアの方は、それぞれいろんな情報発信というのでしょうか、連携をして新十津川駅、非常に新十津川の魅力なども発信をいただいている方も多くあり、うちの地域おこし協力隊もSNSというのですか、いわゆるフェイスブックなどで、いろいろ新十津川駅の催しだとか利用状況を多く発信をいただいております。そのようなことから、きっと新十津川駅に多く、益々多く来ていただいているものというふうに考えております。そのことが今85周年を記念して、また、地域おこし協力隊も関わっておりますから、いろんな方々への今のSNSの発信で多くの方が来られるものというふうに期待をしているところであります。

今ほど1番議員の質問では、その時に記念切符を発売してはどうかということの提案がありましたけれども、そういった趣旨も含めながら新年度に向けていろいろ検討し、どのような観光のPRだとか、新十津川の魅力をつなげる、そういったものを一つの85周年の定点だけではなく、新年度に向けてしっかり中身を固めて予算付けをしていただき、議会にも承認をしていただきたいというふうに考えていることを申し上げまして、答弁とさせていただきます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。再々質問はよろしいですか。

以上で、進藤久美子君の一般質問を終わります。

次に、4番、小玉博崇君。登壇の上、発言願います。

〔4番 小玉博崇君登壇〕

○4番（小玉博崇君） それでは議長のご指示がございましたので、私の方から一般質問をさせていただきますというふうに思います。

私の方からは、新十津川町総合計画の中間評価と今後の取組みについてということで、町長に伺いたと思います。

現在、平成24年からスタートしています新十津川町第5次総合計画があります。これについては、町の将来を見据えた基本計画。いわば新十津川町の将来像をしっかりと掲げて、それに向けて確実に実現していくための大切な計画だというふうに感じております。

この計画は、10年の期間で取り組む重点項目を掲げ、数値化した目標に向けて具体的な施策を定めているという内容になっております。

ただ、今いろいろ課題になっているのが、多くの行政において総合計画をこういうふうに作成しておりますが、意外と作成してしまった後、お飾りになることが多いということの課題も今、出されているような状況です。

今年度、平成28年度は、この計画がスタートして5年目の、いわば中間評価の時期になるかなというふうに思います。5年前、この計画が作成された時とは地域の状況や住民課題も非常に変化してきています。そういったことから、現状の課題との整合性をとり、さらに町民が願う町の姿に向かっていけるような計画の見直しが、恐らく必要になるというふうに考えております。

そういった時期の中で、熊田町長がこの計画に対して、これまでの5年間の目標達成の

状況、評価、それと、今後5年間に向けた取組みについて伺いたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは、今、4番議員さんから伺った質問にお答えをさせていただきたいというふうに思います。少し経過も踏まえながら答弁させていただきますので、ご了解いただきたいというふうに思います。

今、4番議員さんからも内容ありましたけれども、本町の総合計画は、10年後の町の将来像を豊かな自然、あふれる笑顔、みんなで創る、いきいき未来と定め、平成24年度から平成33年度までの10年間を計画期間としてスタートし、4年が経過をしたところでございます。

町の将来像の実現に向けて、6つのまちづくりの目標を定め、これに呼応する20の政策と59の施策を体系的に組み立てた上で、事務事業については、実施計画にのっとりその執行を進めてきております。

第5次の総合計画を策定するに当たっての特徴的な取組みの一つとして、財政予測との整合を図り、効率的で実現性の高い計画を進めることとしましたので、向こう5年分の実施計画を定めた上で、毎年、ローリング作業により計画的な事業の推進に努めているところであります。

また、計画策定に当たってのもう一つの特徴として、分かりやすい計画が掲げられており、具体的な成果指標を示しての進行管理を行うこととしましたので、計画、実施、評価、見直しというPDCAサイクルによって、成果指標の進捗度を確認しながら、目標の実現に向けた取組みを進めているところであります。

進捗の度合につきましては、概ね順調に推移していると判断をしているところですが、その結果につきましては、総合行政審議会委員の方々にも、外部評価委員として住民の目線でのチェックをいただいております。評価の結果につきましては、まちづくり読本に掲載することで、町民の皆さんと情報の共有を図らせていただいているところであります。

成果指標による進行管理につきましては、4番議員の指摘のとおり、時間の経過とともに社会情勢も変わり、計画策定時に設定をした成果指標を既に達成してしまった、あるいは、施策の進捗度合を的確に把握できないなどといった指標もいくつか見受けられる状況になって参りましたので、平成29年度からの適切な計画管理のために、先般、町の管理職で構成をしている政策審議会の場において、成果指標の確認作業を実施し、目標の修正、測定方法の変更などの対応を行ったところでございます。

この結果につきましては、この後、総合行政審議会委員の皆様にご確認いただくこととしており、町議会にも、その後、報告させていただく予定としております。

平成29年度以降につきましては、これまでのPDCAサイクルを用いた毎年度の進行管理を継続し、成果指標の進捗度を確認しながら目標の達成に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

なお、4番議員から総合計画がおざなりになっている課題があるという市や町もあります。本町においては、この総合計画においては、市町村でその計画を立てるかどうかが決める、いわゆる、まちづくり基本条例にのっとり、まちづくり計画を総合計画として立て

ております。それに加えて、町では行政評価、先ほど説明した行政評価をリンクして総合計画の進捗度合、そして、その総合計画と行政評価、そして、予算とこの3つがリンクをして毎年予算の見直しをしながらやっておりますし、さらには、今総合戦略を昨年立てさせていただきましたので、今年もその総合戦略、時勢にあった総合計画の中で緊急的にやる必要のある子育てと教育、今住んでいる人らが安心して住めるまちづくりを重点的に取り進めていることを申し上げ、4番議員の質問の答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 4番議員、再質問はございますか。

再質問を許します。

4番、小玉博崇君。

○4番（小玉博崇君） 今ほど町長の方から、新十津川町における総合計画の見直しと評価についてお話があり、よくホームページ等で行政計画の課題として取り上げられている、立ててしまって満足してしまっている課題というか、そういったところは新十津川町は今、しっかり見直しをしているということを知って、少し安心しております。

やはりこういった計画については、完成する計画ではなくて、作り続ける計画でなければ、やはり町も町の変化に応じた計画にはなっていないのではないかなというふうに感じております。

ただ一つ、私はすごく課題だなと思っているところですが、こういった私達の町の将来像に向けてのこの計画なんです、この計画にもありますとおり、共に力を合わせて取り組むというところが一つのテーマとなっているというふうに思います。

そこで、どれだけの町民の方が、この総合計画に対して重要性を認識しているかどうか。また、町民だけではなくて、若い職員だとか、そういった方達、住民や職員がいかにかこの計画に対して関心を持つかというところは、私は、次の5年間非常に大事ではないかなというふうに感じております。

そういったことから、住民だとか職員の関心をこの計画に対して高める取組みについて、町長にお聞きしたいというふうに思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） それでは再質問にお答えをさせていただきたいというふうに思います。

計画は作るばかりではなく、作り続ける。そして、先ほど答えたとおり、毎年ローリングもして、これから新年度予算に向けて、来年度以降作る事業やなんかも、長い期間かけて担当職員が作り上げていく形になってございます。

そういった中で、町民と職員と二つの視点で認識をすることがさらに必要であるということのお答えをしなければならぬ訳でありますけれども、まず、職員のことについてお答えをさせていただきたいというふうに思います。

職員については、まず行政の効率的な運営、そして、政策形成の能力、そういったものをしっかり立てるために研修制度、そういったものを構築をさせていただきます。自治体職員として最高峰の自治体大学校にも4割の職員を派遣をし、ほかの自治体にはない、新十津川は日本一だというふうに自治体大学校の校長からも言われている町であります。

ただ、それは行くだけではなく、行った後、その力をしっかり発揮することが一番大事

だというふうに思います。いろんな研修に行って蓄積したことを仕事に反映する。そういったものでは、さらに職員が自主的にいろんな自分の仕事を考える力、町民の目線に立って仕事を組み立てる力、そういったものが必要になってくると思います。

そういった意味では、特に若い職員には自主研修、自分から自分の仕事のためにどういう先進地への研修が良いのか、自分で専門の自分の関わっている仕事をさらに研鑽をする、そういったものを自ら研修をし、手を上げて行く、そういった形の中で新十津川は非常に自主研修という形の中では、長い間これを継続して構築をされているというふうに思っております。

そういった力が、町民の目線に立った仕事につながっていくものというふうに考えておりますし、もちろん、総合計画というものは、町を進めるための基本の計画でありますから、そういったものは職員自身、認識をしているというふうに考えておりますし、それぞれの自分のセクション、そういったものについては先ほど言ったとおり、この総合計画に基づいた行政評価というものをリンクをしてやっておりますから、当然、目標、そして、それに関する施策、そして事務事業というものがつながっているという形になっており、そのことが仕事の一部としてP D C Aの体制、さらには、新年度への予算づくりへと連鎖をしているということ、改めてそういう部分を申し上げたいというふうに思っておりますので、ただ、4番議員さんの言われた意識は十分必要でありますから、さらにそういったものは高めて、より良いまちづくりにしていきたいというふうに考えております。

それから、住民という部分ですね、町民に対しての認識度合。この計画については、ダイジェスト版、ちょっとこの計画の薄いプロジェクト版を全家庭に配布をさせていただいております。これは、配布をしておりますが、これを認識しているかどうかという部分では、そこまでの把握は努めておりませんが、ただ、この計画ばかりではなく、今、自助、共助、そういったものが先ほど6番議員が政務調査の報告であったとおり、今いろんな部分でも災害の部分だとか、高齢者の部分でも、今、必要な体制になってまいります。

そういったものは、いろいろ早くできれば一番ありがたいわけではありますが、隣近所の関係、行政区の体制のこともあって、今徐々にではありますけれども、いろんな形で防災のまちづくり、そういったものを高める。そして、高齢者への支援の体制も社会福祉協議会と打合わせをしながら、今年、ボランティアセンターも作り動き出しておりますけれども、ただ、自助、共助については、なかなか相手の事もありますので、今時間がかかるということは否めない事実だというふうに思いますが、しっかりとそのことを今、必要な時代に迫られていることを福祉担当部局、さらには防災担当部局、いろいろ自助、共助の部分に関わってまいりますから、いろんな部分で行政区だとか、町民の皆さんにご理解をしていただきながら、行政のやる部分、町民のしていただく部分、そして、行政区など地域でやっていただく分を理解していただき、そして、先ほど議会報告会の中でも、議会の皆さんが、そういったことを地域にいろいろ情報提供していただいているということもありますから、そういったものがしっかりと積み重なって良い蓄積になって、良い形がいつかは構築できるというふうに考えておりますので、町としても、しっかりそういう部分をさらに早くできるように体制を整えていきたいというふうに考えていることを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 再々質問はございますか。

はい、4番、小玉博崇君。

○4番（小玉博崇君） 特にこの住民の方が、この計画に関心を持つという意味では、やはり私は、これを見ると将来自分たちの生活がこうなっていくんだとか、具体的にある程度分かっていくような計画でないと、なかなか私は、町民の方がこの計画に対して関心を深めていくというのは難しいのかなというのはすごく実感しています。

そういった意味では、私は住民課題を的確に把握していく。これが今後の計画の見直しに関しては、非常に大事ななというふうに感じております。

先般、十津川村にお邪魔させていただいた時に、十津川村では総合戦略を推進する一つのセクションがあって、それぞれの重点項目に対してプロジェクトを作って取り組んでいました。そのプロジェクトは、行政内部だけではなくて、各課にわたり、要は各課が横断したような形と、それと住民、なおかつ専門的な外部組織がバックアップするというような一つひとつの政策に対して重点項目をつけて、プロジェクトを作って推進しているというやり方を十津川村では行っていました。

私達も、せっかく母村ということで交流を深めておりますから、ぜひ、こういったプロジェクト化と言うのでしょうか、そういうものが私は必要ではないかなというふうに感じています。

また、総合計画については、重点事項の優先順位。このあとの5年間について、もっとも町民の方が課題としている部分について、具体的に優先順位を定めてプロジェクト化した取組みというのが、私は大切ではないかなというふうに感じておりますので、その辺について町長の答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） 今、4番議員から住民課題をしっかりと捉え、それぞれの必要な課題を見つけ、しっかりと前に進むためにプロジェクトチームが必要ではないかと。そして、母村にはそういう体制が整っているというようなお話もいただきました。

うちの町においても、なかなか見えづらい部分があるかもしれませんが、これまでも庁内を横断しての検討組織、プロジェクト推進については、数多く取り組んでいることをちょっとこの機会に説明をさせていただきたいなというふうに思います。

先ほども少し言葉の中で触れましたけれども、常設の課長職からなる政策審議会、主幹職からなる政策研究会がありまして、各施策間や複数の課にまたがる庁内の各種課題や方針の決定については、それぞれ課長職、主幹職が緻密な連携により対応をとっているこの政策研究会、審議会、そういったものが動いている形になっております。

そのほか事例ごとの庁内連携の一端をご紹介しますと、今現在取り組んでおります役場庁舎建設のための検討委員会。さらには、北海道日本ハムファイターズとのパートナー協定締結に向けてのプロジェクト組織。ふるさと公園一帯の連携情報交換など、しっかりお互い連携するための関係課、あるいは町民の代表の方を含めての横断的な組織。そういったものも構築しながらやっておりますし、さらには、ピンネ登山マラソンというイベントの中では、教育委員会、産業振興課の複数の部署に加え、体育協会とともに連携した中で事務局を編成し、それぞれのノウハウを持ち寄り一丸となって取り進めているところであります。



今ほど4番議員から質問にありました、今後の5か年という部分では、今、総合戦略、これが喫緊の課題として子供と教育の充実、さらには、住んでいる方が安心して住み続ける、高齢者の支援、そして基幹産業である農業をしっかりと盛り立てていくというような趣旨が掲げられ、それぞれ横断的に庁内の職員がそれぞれ連携し合いながら対応しているわけでありまして、今、単独の課だけでなかなか完結をしないというのが現実であり、それぞれの組織、そして職員が連携してやっているということを、今一度報告をさせていただきたいというふうに思います。

ただ、母村は、地域創生の単独のセクションがあったり、さらには、いろいろ違った民間の方、専門的な識者、そういったものを呼んでプロジェクトチームを組んでいるということは、私も承知しているところであります。

そういったことも私も、先般母村に行っていましたので、国の派遣職員という部分では、非常にいろんな知識、そして、いろんな市や町の状況も認識をしている。そして、今、母村にいて村づくり、あるいは、人づくりの一助として大いに活躍をしているという状態も拝見をしているというようなこともありますので、本町職員の意識醸成のきっかけとなればと思って、今その職員を新十津川に招いての勉強会、そういったものを開催をできればということで、その可能性について担当に指示をし、そういったことをしっかりとやっていければというようなことも検討していることを申し上げ、再質問のお答えとさせていただきますというふうに思います。

○議長（長谷川秀樹君） それでは以上で、4番、小玉博崇君の一般質問を終わります。

次に、3番、鈴木康裕君。登壇の上、発言願います。

〔3番 鈴木康裕君登壇〕

○3番（鈴木康裕君） それでは議長のお許しをいただきましたので、町長に一般質問をさせていただきます。

表題、渡辺鉄工所跡地ゆめのむら計画及び工事の進捗状況についてでありますけれども、防災無線又は新聞の折り込みチラシなどで文言が多少違っておりますが、私は、4月30日のこのプレス空知に載っていましたが、ゆめのむらへ再開発という、この表現を引用させていただきますことをご了承ください。

現在、旧渡辺鉄工所跡地は整地も終わり、アパート2棟も建設され、その前の外構工事が行われています。工事の進み具合を見ながら地域住民の方々は、日々、期待を膨らませているところでありますが、その計画の具体的な内容が示されておらず、やきもき心配している人もいます。

また、工事が進むにつれ、住民との協議不足から様々な問題が起こっているとも聞いております。

個々の問題についてはこの場で言及するものではありませんが、最近になって、それぞれの事象が著しく改善の方向に向かいつつ解決されつつあることは、非常に好ましいことでもあります。

民間の工事でありますから町の監督責任はないとしても、総合戦略に示された直売所の設置もうたっていますから、町でも当然この計画の概要については理解されていると思っております。

去る8月4日の青葉区の議会報告会又は8月17日の弥生区の議会報告会、また、その他

の地域での報告会でも、町民の方々は計画はどんなものだろう、工事はどんなふうに進むんだらうと、こういう期待と不安を持って我々議員に問いかけてきました。

このような地域住民の不安を払拭するためにも、このゆめのむら計画及び現在の工事進捗状況について、町長にこの場において説明を求めるものであります。よろしく願います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは、3番議員さんのご質問にお答えをいたします。

まず旧渡辺鉄工所の跡地につきましては、地域住民の皆様が、日々、工事の進み具合を見ながら期待を膨らませているとのことではありますが、町といたしましても、老朽化した工場が解体され地域環境が良くなりましたことについては、事業者に対し感謝を申し上げるところであります。もし解体がなされなかったとしたら、今回の台風10号等による強風に耐えられていたか、極めて心配な状況かと推察されるわけではありますが、現在は解体されていますので、地域の方々も安心した日々を過ごされていたものと考えております。

さて、ゆめのむらの建設につきましては、新たな観光施設として、また、町の情報を発信する場所として、3番議員同様に、私もオープンの日を待ち望んでいるところであります。

工事の計画につきましては、去る4月28日の議会に議員の皆様へ報告をした内容で、計画的に準備が進められているというふうに伺っております。また、ゆめのむらは、民間の事業でありますので、私の方からの説明は差し控えさせていただきたいというふうに思います。

ただ、第2回定例会の一般質問におきまして、5番議員から農産物の直売施設は、町内外の消費者に地元の農産物をPRでき、町民の皆さんが利用することにより地産地消の推進にもつながる、本町農業の振興発展に寄与する施設として、関係者の連携を図るため、町はコーディネーター役として支援を行う旨の答弁をさせていただいたところであります。

このことから、去る8月23日に産業振興課が調整役となり、事業関係者、ピンネ農協、さらには、商工会の職員により、千歳市と恵庭市の道の駅を訪問し、施設の運営や農産品の供給方法等について視察研修を行ったところであります。

事業者は、名前のおりゆめのむらを多くの町民の方に利用していただき、皆さんに喜ばれる施設にしたいと考えているということを知っております。施設の建設に当たりましては、事業者が、地域や関係者の方々と十分協議をしていただくことが大切であり、当然、事業者がそのように考えていると思います。

町において、なにがしらの指導をする立場にあり、指導することがありましたら、適切に対応をいたしますが、現段階では特に地域からのやきもきをしている心配事という部分では聞き及んでいない状況でありますので、その点についてはご理解をしていただきたいというふうに思います。

ゆめのむらは、本町で建設される初めての施設であります。町といたしましても、民間主導による本施設が町民に喜ばれ、多くのお客さんで賑わう素晴らしい施設となることを期待をしております。

ぜひ、議会議員の皆さん方も様々な立場から、ご指導、ご助言をいただき、さらには、協力いただけることがございましたらご支援を賜り、新たな観光施設として盛り立てていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上を申し上げまして、3番議員さんの答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 再質問はございますか。

3番、鈴木康裕君。

○3番（鈴木康裕君） 丁寧な答弁、誠にありがとうございました。今の町長の回答で安心を得た方が、かなりの数いらっしゃるかと思います。

ですが私は、改めてこのゆめのむら構想について疑問を感じるものがあります。アパート2棟が建ち、その前を駐車場又は直売所とする計画だと思うのですが、そもそも、そのアパート住民の生活又は前からこの地域にお住いの方々の生活が乱されないのかと、そういう心配がございします。

最近のふるさと公園の駐車場の状況をご存知でしょうか。多くのキャンピングカーが駐車場を埋め尽くし、夜遅く、あるいは明け方まで車の出入り、人の往来が激しく、中にはアスファルトの上で簡易コンロなどを使用しバーベキューなどを楽しんでいる人もいます。昼夜を問わず、非常に騒がしい状況にあります。

今、旧渡辺鉄工所跡地に計画されているのが、このような駐車場かと想像もされます。また、一つは直売所も計画されております。直売所は鮮度が命ですから、朝早くから農家の方がひっきりなしに作物を運び込む、そんな状況が予想されると思いますが、いかがでしょうか。

これでは近くの人々はゆっくり眠ることができないのではないのでしょうか。私は、そんな心配をする者であります。

そもそも、道の駅とアパートの共存は成り立つのでしょうか。私は、道内を車で移動することが度々ありますが、道の駅にアパートが併設された所はちょっと見たことが無いのであります。そんな前例からも、車の集まる所と住民の生活する場は、切り離れた方がよい。それが各地の状況なのではないかと思ひます。

以上のようなことを考えますが、町長はどうお考えかお聞かせ願ひたいと思ひます。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） 今、3番議員からいろいろ疑問点だとか、ご心配をする声がありました。

たしかに、いろんな心配をすればきりが無いわけでありましてけれども、まずはちょっと確認をしたいのは、アパートの部分は、今の敷地の西側の方に建てております。今の東側の敷地の方に、ゆめのむらの建設地として今、計画をされている場所ということで、たしかに隣と言えは隣ですけども、一定の距離感覚をもって、事業者方で地域の事を考えて計画をされているというふうに、私は理解をしてございします。

家の前にすぐ駐車場があつて、キャンピングカーが多く停まるという懸念かと思ひますけれども、一定の距離感があつて、別な地域にそういったゆめのむらの駐車場、直売施設があるということでありましてから、そこは違つた形に、良い意味での土地の有効利用が図れるものというふうに期待をしているところであります。

当然、直売所においては、新鮮な野菜、そういった物を供給してもらうことが、私も望ましいというふうに思っておりますけれども、その車が何十台も頻繁に通るということが想定されるわけではありませぬので、もし来ても町内の方は安全運転で、地域の住民に騒音だとかそういったことを脅かすようなことで農産物の搬入ということは想定しづらいわけでありませぬから、それは一定の公道を利用するという部分では、どの場所でもあり得るというふうに理解はいたします。

ただ、質問にありました、ふるさと公園の部分については、少し想定を超える利用ということでありませぬから、そういった部分で危惧をされての質問だというふうに思いますが、そういうことはできる限り起こらないような形、町の中でありませぬから、そういったことを当然期待をするわけでありませぬし、私が答えることがどこまで適当なのかどうかということもありませんけれども、民間主導でありませぬから、民間の方々の適切な運営に期待をするという事を申し上げ、お答えとさせていただきますというふうに思います。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） 再々質問はございませぬか。

3番、鈴木康裕君。

○3番（鈴木康裕君） 今の町長の答弁で、私も心配し過ぎかなというふうには思うんですけれども、万が一、地域住民の福祉に反するようなことが起こり得る時は、自治体の長であります町長が、明確な行動を起こすべきだ、そのように考えませぬ。

ちょっと例は極端になりますけれども、鹿児島島の川内原発、三反園知事が、県民の不安を払しょくするために原発の停止を求め、そういう動きとか、東京の小池知事が、築地市場の移転を凍結すると、都民ファーストという、そういう目線で判断をされていませぬということですので、万が一、そのようなことが起こる時には、やはり首長の、町長の決断をお願いしたいということでありませぬ。

また、このアパート建設には1棟当たり1,000万円、2棟で2,000万円の私たちの税金が投入されていませぬ。その使い道はきちんと精査されるべきものでありませぬので、この件について、我が町の懸案であります跡地問題が解消されて、町民のための素晴らしい施設になることを願って、私の一般質問を終わらせていただきたいと思ひます。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） 最後に町長、答弁を求めませぬ。

○町長（熊田義信君） トップでの町民の安全安心を守るために、やっぱりリーダーシップが必要であるというふうなご指摘かというふうに思ひます。

町民が、当然大きな命だとか、財産を失うような危惧があつた時には、私の判断で対応しなければならぬことがあると思ひますが、その以前に、今の駐車場だとか、そういう範ちゅうの中では、警察である道交法だとかいろんな取締りが先にあるというふうには考えられませぬ。

私の判断までにはきっと至ることのない、何があつてもそういうことにはならぬのではないかなというふうには、まず、思ひますけれども、今は想定外のことでもたくさん起こりうりますから、もしそういうことにあつた時には、トップとして、しっかり地域住民の安全安心が守れるような、そういったリーダーシップを取っていきたいというふうには考えておひます。

ただ一つ、アパートの関係で、今1,000万円というお話がありましたけれども、1戸に

ついて100万であって、多少、2棟8戸ですから800万円の税金は使われていることは間違いありません。ただ、あそこの場所に建っておりますけれども、違う場所でも、そのアパート建設には町が助成しますから、その場所にあるからということでは、すぐリンクはしないのではないかなというふうに思いますので、そこは一緒にしないでいただきたいということを確認をさせていただき、答弁とさせていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、鈴木康裕君の一般質問を終わります。

これを持ちまして、一般質問を終了いたしました。

ここで14時15分まで休憩します。

〈演台撤去〉

（午後2時05分）

---

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

（午後2時15分）

---

◎議案第50号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第10、議案第50号、平成28年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算第1号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第50号、平成28年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算第1号。

平成28年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ159万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,918万8千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

なお、内容につきましては副町長より説明申し上げますので、よろしくご審議の上、議決賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） ただ今上程いただきました議案第50号、平成28年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算第1号の内容をご説明申し上げます。

40ページ、41ページをお開き願いたいと思います。歳入歳出予算補正事項別明細書により、補正のある款のみご説明を申し上げます。総括、歳入。

4款、繰入金。補正額159万5千円、これは一般会計からの繰入金でございます。計1

億2,917万3千円。

歳入合計、補正額159万5千円、計1億9,918万8千円。

次に、歳出でございます。

1款、下水道費。補正額159万5千円、計6,963万5千円。財源内訳は、特定財源でその他財源159万5千円でございます。

歳出合計、補正額159万5千円、計1億9,918万8千円。財源内訳は、特定財源、その他財源で159万5千円でございます。

次に、歳出を説明申し上げます。44ページ、45ページをお開き願いたいと思います。

1款1項2目下水道建設費。補正額159万5千円、計2,929万7千円。財源内訳は、特定財源その他財源で159万5千円。これは、一般会計繰入金でございます。内容を申し上げます。1番、公共下水道整備事業159万5千円。これは、一般会計でもご説明申し上げましたが、各公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営戦略の策定を、国からの要請により行うものでございます。この策定においては、公共下水道の施設や設備の専門的見地による資産評価が必要でございまして、その評価を含む策定に係る業務について委託をする経費を補正計上するものでございます。

歳出合計、補正額159万5千円、計1億9,918万8千円。財源内訳は、特定財源でその他財源で159万5千円でございます。

以上が、下水道事業特別会計補正予算の内容でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第50号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

#### ◎議案第51号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第11、議案第51号、平成28年度新十津川町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 熊田義信君登壇]

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第51号、平成28年度新十津川町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号。

平成28年度新十津川町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ87万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,483万7千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

なお、内容につきましては副町長より説明申し上げますので、よろしくご審議の上、議決賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） ただ今上程いただきました議案第51号、平成28年度新十津川町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号の内容をご説明申し上げます。

50ページ、51ページをお開き願いたいと思います。

歳入歳出予算補正事項別明細書により、補正のある款のみご説明申し上げます。総括、歳入。

3款、繰入金。補正額87万5千円、これは、一般会計からの繰入金でございます。計2,323万4千円。

歳入合計、補正額87万5千円、計3,483万7千円。

次に、歳出です。

1款、農業集落排水事業費。補正額87万5千円、計1,511万4千円。財源内訳は、特定財源でその他財源87万5千円でございます。

歳出合計、補正額87万5千円、計3,483万7千円。財源内訳は、特定財源、その他財源で87万5千円でございます。

次に、歳出を説明いたします。54、55ページをお開き願いたいと思います。

1款1項1目維持管理費。補正額87万5千円、計1,511万4千円。財源内訳、特定財源で、その他財源87万5千円。これは、一般会計の繰入金でございます。内容を申し上げます。1番、農業集落排水施設維持管理事務87万5千円。これは、先にご説明申し上げました下水道事業特別会計補正予算と同様の内容でございます。農業集落排水事業に係る経営戦略計画策定に係る委託料を補正計上するものでございます。

なお、下水道事業の計画策定と農業集落排水事業の計画策定におきましては、共通する事項が多いということから、事務及び経費の合理化を行うために、委託業務の成果品はそれぞれ作成されますが、契約については1本にまとめて発注をする予定でございます。

歳出合計、補正額87万5千円、計3,483万7千円。財源内訳は、特定財源、その他財源87万5千円でございます。

以上が、農業集落排水事業特別会計補正予算の内容でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第51号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

#### ◎議案第52号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第12、議案第52号、定住自立圏形成協定の変更についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第52号、定住自立圏形成協定の変更について。

滝川市及び砂川市と新十津川町の間において、別紙協定書に定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を締結する。

提案理由でございます。新十津川町議会の議決すべき事件に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものでございます。

内容の説明を申し上げます。一枚おめくりをいただき59ページをご覧くださいと思います。

本協定につきましては、中心市宣言をした滝川市及び砂川市と新十津川町の間において、定住自立圏構想推進要綱に基づいて、定住自立圏の形成に関する協定を平成26年7月15日に締結をしているものであります。

本協定の目的は、中心市と本町の間で役割を分担し、連携しながら定住に必要な機能を充実させ、地域活性化に努めることにより、住民が安心して暮らし続けることができる定住自立圏を形成するとしているものであります。

この度、協定の第3条にうたわれている、圏域化連携していく政策分野の一つである、生活機能の強化の項目の中に、消防力の強化について追加するものであります。

本年7月5日、中空知5市5町による防災協定が締結されたところではありますが、圏域住民の安全安心の確保のためには、防災力を高めることはもとより、消防力の強化も必要であると改めて認識することとなり、この度の協定変更に至ったものであります。

具体的には、別表1の6の表中、「6 防災」を「6 防災・消防」に改め、(2)消防相互応援体制の整備を新たに加えるとして、表中の取組みの内容は、災害時や緊急時の迅速かつ的確な対応のために、平常時から情報交換や事業において、甲乙それぞれの役割の中で連携を進め、圏域の消防力を強化し、防災力の向上に趣旨をいこうというものであります。

なお、本協定書は、中空知5市5町の圏域におけるものでありまして、中心市と本町以外の7市町において、すべて同様の様式でありまして、乙の市町の名前だけが異なることとなります。

以上、提案理由と内容の説明といたします。よろしくご審議の上、議決賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で議案第52号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

#### ◎一括上程の議決

○議長（長谷川秀樹君） ここでお諮りいたします。

次に上程いたします、日程第13から日程第17までの案件につきましては関連がございますので、一括して議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第13、認定第2号、平成27年度新十津川町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第14、認定第3号、平成27年度新十津川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第15、認定第4号、平成27年度新十津川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第16、認定第5号、平成27年度新十津川町下水



道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第17、認定第6号、平成27年度新十津川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、一括議題とすることに決定をいたしました。

---

◎認定第2号から認定第6号の上程、概要説明、質疑、委員会付託

○議長（長谷川秀樹君） それでは認定第2号から認定第6号につきまして、提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今認定第2号、平成27年度新十津川町一般会計歳入歳出決算の認定から、認定第6号の平成27年度新十津川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定を、一括上程していただきましたので、会計ごとに提案理由を申し上げますので、よろしくご審議の上、認定くださいますようお願いを申し上げます。

それでは認定第2号、平成27年度新十津川町一般会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、次の書類を提出し、平成27年度新十津川町一般会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

1、一般会計歳入歳出決算書、別冊。

歳入総額等について、次のとおり。

区分、歳入総額、金額58億9,485万1,139円。歳出総額、55億7,540万4,985円。歳入歳出差引残額、3億1,944万6,154円。うち基金繰入額、1億6,234万154円。

2、一般会計歳入歳出決算事項別明細書、別冊。

3、実質収支に関する調書、別冊。

4、財産に関する調書、別冊。

5、町債の現在高と償還額、別冊でございます。

続きまして、63ページになりますが、認定第3号、平成27年度新十津川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、次の書類を提出し、平成27年度新十津川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

1、国民健康保険特別会計歳入歳出決算書、別冊。

歳入総額等については、次のとおり。

区分、歳入総額、金額3億8,307万6,735円。歳出総額、3億8,303万7,066円。歳入歳出差引残額、3万9,669円。うち基金繰入額、0円。

2、国民健康保険特別会計歳入歳出決算事項別明細書、別冊。

3、実質収支に関する調書、別冊。

4、財産に関する調書、別冊でございます。

続きまして、65ページ。

認定第4号、平成27年度新十津川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、次の書類を提出し、平成27年度新十津川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

1、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書、別冊。

歳入総額等については、次のとおり。

区分、歳入総額、金額1億87万円。歳出総額、1億82万400円。歳入歳出差引残額、4万9,600円。うち基金繰入額、0円。

2、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算事項別明細書、別冊。

3、実質収支に関する調書、別冊でございます。

続きまして、67ページ。

認定第5号、平成27年度新十津川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、次の書類を提出し、平成27年度新十津川町下水道事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

1、下水道事業特別会計歳入歳出決算書、別冊。

歳入総額等については、次のとおりでございます。

区分、歳入総額、金額1億8,969万8,441円。歳出総額、1億8,969万8,441円。歳入歳出差引残額、0円、うち基金繰入額、0円。

2、下水道事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書、別冊。

3、実質収支に関する調書、別冊。

4、町債の現在高と償還額は、別冊でございます。

続きまして、69ページ。

認定第6号、平成27年度新十津川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、次の書類を提出し、平成27年度新十津川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

1、農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書、別冊。

歳入総額等については、次のとおり。

区分、歳入総額、金額2,862万6,450円。歳出総額、2,862万6,450円。歳入歳出差引残額、0円、うち基金繰入額、0円。

2、農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書、別冊。

3、実質収支に関する調書、別冊。

4、町債の現在高と償還額、別冊でございます。

なお、総括概要でございますけれども、会計別決算総括表等について、副町長より説明申し上げますので、先ほど申し上げましたとおり、よろしくご審議の上、認定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、各会計決算概要について説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） それでは上程いただきました認定第2号から6号までの、平成27年度一般会計ほか4つの特別会計の決算概要につきまして、ご説明申し上げます。お手元の各会計決算書の1ページをお開き願いたいと思います。

1、総括概要。

地方創生元年であります平成27年度は、地方創生を効果的に推進していくため、5か年の総合戦略を策定し、第5次新十津川町総合計画と合わせて政策実現のための取り組みを進めました。

日本経済は、穏やかな回復基調が続いていますが、地方では、物価上昇や消費低迷の長期化など先行きの不透明感の中で、地域経済に波及効果をもたらすための積極的な公共投資と、安定した行財政運営の維持を両立するため、限られた財源の効率的な配分を行うとともに、基金への積み立てや繰上償還による地方債残高の削減など、将来を見据えた財政基盤の強化に努めました。

歳入については、町税等の適正な課税、徴収、国道支出金の積極的な活用、財政支援措置のある地方債の選択等、有利で確実な財源の確保に努めました。

歳出については、継続事業の計画的な執行に努めるとともに、国の地方創生に関する財政的支援を最大限活用して、新たな事業の展開も図ってまいりました。

各会計別の決算の状況は、次に示します2、会計別決算総括表のとおりでございます。

2ページ、3ページをお開き願いたいと思います。

## 2、会計別決算総括表。

一般会計。歳入。予算額58億9,551万1,000円、調定額59億1,223万8,750円、収入済額58億9,485万1,139円、うち還付未済額ゼロ、不納欠損額18万9,000円で、これは町税の固定資産税及び軽自動車税でございます。収入未済額1,719万8,611円で、内訳を申し上げますと、1款町税1,445万4,418円、13款使用料及び手数料260万8,544円で、これは公営住宅使用料と駐車場使用料及びし尿くみ取り手数料でございます。16款財産収入13万5,649円で、これは過年度分の町有地の貸付料でございます。予算に対する増減は、65万9,861円の減、執行率100パーセント、収入率99.7パーセントでございます。

歳出。支出済額55億7,540万4,985円、翌年度繰越額5,847万9,000円、不用額2億6,162万7,015円、執行率94.6パーセント、歳入歳出差引額3億1,944万6,154円となります。

続きまして、国民健康保険特別会計。歳入。予算額3億8,388万1,000円、調定額3億8,781万3,441円、収入済額3億8,307万6,735円、うち還付未済額ゼロ、不納欠損額28万1,560円は国民健康保険税でございます。収入未済額445万5,146円は国民健康保険税であります。予算に対する増減は、80万4,265円の減、執行率99.8パーセント、収入率98.8パーセント。

歳出。支出済額3億8,303万7,066円、翌年度繰越額ゼロ、不用額84万3,934円、執行率99.8パーセント、歳入歳出差引額3万9,669円となります。

続きまして、後期高齢者医療特別会計。歳入。予算額1億137万3,000円、調定額1億87万円、収入済額1億87万円、うち還付未済額ゼロ、不納欠損額ゼロ、収入未済額ゼロ、予算に対する増減は、50万3,000円の減、執行率99.5パーセント、収入率100パーセント。

歳出。支出済額1億82万400円、翌年度繰越額ゼロ、不用額55万2,600円、執行率99.5パーセント、歳入歳出差引額4万9,600円となります。

続きまして、下水道事業特別会計。歳入。予算額1億9,110万8,000円、調定額1億9,106万2,473円、収入済額1億8,969万8,441円、うち還付未済額ゼロ、不納欠損額ゼロ、収入未済額136万4,032円で、これは、1款分担金及び負担金が122万400円で受益者負担金、2款使用料及び手数料が14万3,632円であります。予算に対する増減は、140万9,559円の

減。執行率99.3パーセント、収入率99.3パーセント。

歳出。支出済額1億8,969万8,441円、翌年度繰越額ゼロ、不用額140万9,559円、執行率99.3パーセント、歳入歳出差引額ゼロとなります。

続きまして、農業集落排水事業特別会計。歳入。3,023万円、調定額2,870万8,905円、収入済額2,862万6,450円、うち還付未済額ゼロ、不納欠損額ゼロ、収入未済額8万2,455円でこれは、1款使用料及び手数料の下水道使用料であります。予算に対する増減は、160万3,550円の減、執行率94.7パーセント、収入率99.7パーセント。

歳出。支出済額2,862万6,450円、翌年度繰越額ゼロ、不用額160万3,550円、執行率94.7パーセント、歳入歳出差引額ゼロとなります。

合計。歳入。予算額66億210万3,000円、調定額66億2,069万3,569円、収入済額65億9,712万2,765円、うち還付未済額ゼロ、不納欠損額47万560円、収入未済額2,310万244円、予算に対する増減は、498万235円の減、執行率99.9パーセント、収入率99.6パーセント。

歳出。支出済額62億7,758万7,342円、翌年度繰越額5,847万9,000円、不用額2億6,603万6,658円、執行率95.1パーセント、歳入歳出差引額3億1,953万5,423円となります。

主要施策の成果につきましては、4ページから10ページまでに記載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

次に、一般会計の決算の概要を申し上げます。11ページをお開き願います。

本会計は、歳入58億9,485万1千円、執行率100パーセント、歳出55億7,540万5千円、執行率94.6パーセントで、差引き3億1,944万6千円の黒字決算となりました。予算の執行にあたっては、適正な財源確保に最大限努力するとともに、消費的経費の節減など効率的な歳出の執行に努めた結果、所期の目的を達成することができました。

歳入歳出の内容につきましては、以下のとおりでありますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

次に、196ページをお開き願います。

5、実質収支に関する調書。一般会計。1、歳入総額58億9,485万1,139円、2、歳出総額55億7,540万4,985円、3、歳入歳出差引額3億1,944万6,154円、4、翌年度へ繰り越すべき財源、(1)継続費通次繰越額ゼロ、(2)繰越明許費繰越額710万6,000円、(3)事故繰越し繰越額ゼロ、計710万6,000円、5、実質収支額3億1,234万154円、6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額1億6,234万154円。

次に、197ページをお開き願います。

国民健康保険特別会計の決算の概要を申し上げます。本会計は、歳入3億8,307万7,000円、執行率99.8パーセント、歳出3億8,303万7,000円、執行率99.8パーセントで、差引き4万円の黒字決算となりました。

以下、歳入歳出の内容については、後ほどお目通しをお願いいたします。

続いて、216ページをお開き願います。

4、実質収支に関する調書。国民健康保険特別会計。1、歳入総額3億8,307万6,735円、2、歳出総額3億8,303万7,066円、3、歳入歳出差引額3万9,669円、4、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。5、実質収支額3万9,669円。6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

次に、217ページをお開き願います。

後期高齢者医療特別会計の決算の概要を申し上げます。本会計は、歳入1億87万円、執行率99.5パーセント、歳出1億82万円、執行率99.5パーセントで、差引き5万円の黒字決算となりました。

歳入歳出の内訳は、以下のとおりでありますので、お目通しお願いいたします。

次に、230ページをお開き願います。

4、実質収支に関する調書。後期高齢者医療特別会計。1、歳入総額1億87万円、2、歳出総額1億82万400円、3、歳入歳出差引額4万9,600円、4、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。5、実質収支額4万9,600円。6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

次に、231ページをお開き願います。

下水道事業特別会計の決算の概要を申し上げます。本会計は、歳入歳出ともに1億8,969万8千円、執行率99.3パーセントの同額決算となりました。歳入歳出の内訳は、下記のとおりでございます。

次に、244ページをお開き願います。

4、実質収支に関する調書。下水道事業特別会計。1、歳入総額1億8,969万8,441円、2、歳出総額1億8,969万8,441円。3、歳入歳出差引額はゼロ、4、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。5、実質収支額はゼロ、6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

次に、245ページをお開き願います。

農業集落排水事業特別会計の決算の概要を申し上げます。本会計は、歳入歳出ともに2,862万6千円、執行率94.7パーセントの同額決算となりました。

歳入歳出の内訳は、下記のとおりでございます。

続いて、254ページをお開き願います。

4、実質収支に関する調書。農業集落排水事業特別会計。1、歳入総額2,862万6,450円、2、歳出総額2,862万6,450円、3、歳入歳出差引額ゼロ、4、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。5、実質収支額ゼロ、6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

以上、一般会計ほか4特別会計の決算の概要についてご説明を申し上げました。よろしくご審査賜りますよう、お願いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、認定第2号から認定第6号までの提案理由並びに概要の説明を終わります。

ここで監査委員より、審査の結果報告を願います。

山本代表監査委員。

〔代表監査委員 山本忍君登壇〕

○代表監査委員（山本忍君） お許しをいただきましたので監査報告をいたします。

平成27年度新十津川町一般会計歳入歳出決算並びに国民健康保険、後期高齢者医療、下水道事業及び農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算に関する審査意見書。

地方自治法第233条第2項の規定により、平成27年度新十津川町一般会計歳入歳出決算ほか4特別会計の歳入歳出決算の審査を終了したので、その審査結果について次のとおり意見書を提出する。

審査の対象、審査の期間、審査の方法につきましては、記載のとおりでございますので省略いたします。

次に審査の結果について申し上げます。

審査に付された平成27年度の各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、法令の様式を備えており、これらに表示された計数は、正確で内容も適正であると認められた。また、予算の執行及び行財政運営については、総じて適切であると認められた。

次に、決算の概要については、記載のとおりでございますので省略いたします。

審査意見を述べます。11ページをお開きください。

最初に一般会計ですが、決算額等につきましては、記載のとおりでありますので省略いたします。

収入及び支出は、いずれも合法的に行われており、一時的な資金不足に対しては、一時借入れを行わず基金の運用により対処するなど、財政運営についても計画的に行われているものと認める。

予算の執行にあつては、町政執行方針に基づいており、また、総じて各事業及び施設維持管理経費の節減に努めているなど、全体的に収支の均衡が保たれた決算と判断する。町税は、一部の税目において収入未済額がやや増加しているものの、収納率は依然として高い数値を維持している。また、公営住宅使用料においては、滞納繰越額が増加傾向にあった。これらの債権管理においては、自主財源としての重要性に鑑み、納付折衝の機会を増やしながら、滞納原因に応じた対策の推進を図るなど、収入未済の縮減に一層努めるとともに、新十津川町債権管理に関する条例等にのっとり適正な対応を図られたい。

次に特別会計ですが、決算額等につきましては、記載のとおりでありますので省略いたします。

一般会計からの繰入金総額が2億9,193万6,344円となっており、前年度と比較して、6,892万9,090円の増加となっている。

各特別会計においては、より一層、経費の節減を図るとともに、将来を見据えた事業の効率化と健全化の促進に努められたい。

最後にむすびとして、意見を述べます。

平成27年度は、ささえあう、ふれあう、いきがい、安全安心なまちづくりのテーマの下、豊かなまちづくり、学びのまちづくり、健やかなまちづくり、住みよいまちづくり、安心なまちづくり、共に歩むまちづくりの6項目を重点に、第5次総合計画の4年目として意欲的に取り組んでいた。

国においては、アベノミクスの三本の矢により、日本経済をデフレではない状況に変え、企業収益を高め、国民の雇用と所得を拡大したとし、新・三本の矢により、この好循環を一時的なものに終わらせることなく、成長と分配の好循環を確立し、地方を含め日本経済全体の持続的拡大均衡を目指すとしている。だが、地方においては、未だアベノミクスの恩恵を十分に実感できていない状況にあり、本町を取り巻く経済状況は、依然として厳しい状況が続いている。

しかしながら、本町の財政状況においては、道内でも有数の健全な状況となっており、経常収支比率が77パーセント、実質公債費比率は単年度マイナス0.3パーセント、過去3

年平均は0.5パーセントと、昨年度に増して低い数値を示している。また、財政調整基金を取り崩すことなく、実質収支で黒字を達成しているのは、財政健全化のため、将来を見据えた財政基盤の強化に努め、行財政改革、地方債の繰上償還などに取り組んでいることによるものと考える。

今後においても健全な財政運営を維持するため、引き続きコスト意識をもって効果的、効率的な事業の執行に取組み、さらに必要なところに必要な財源が投入できるよう、経費の見直し等に一層の努力を望むものである。

また、社会経済情勢の変化を的確に把握する中で、将来に向けた課題としている施策を着実に推進することで自主性及び自立性を発揮し、明日を生きる子供達と故郷のために支えあう地域が輝くまちづくりに向け、一丸となって邁進することを強く期待するものであります。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） 監査委員の審査報告を終わります。

これより、決算概要についてのみ質疑を行います。

質疑のある方は、発言願います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。

認定第2号から認定第6号までの審査についてであります。先に開催されました議会運営委員会において、議長、監査委員に選任された議員を除く9名の議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査を進めるとの申し合わせでございます。

本案につきましては、議会運営委員会の申し合わせにより、議長、監査委員に選任された議員を除く9名の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第13、認定第2号、平成27年度新十津川町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第14、認定第3号、平成27年度新十津川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第15、認定第4号、平成27年度新十津川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第16、認定第5号、平成27年度新十津川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第17、認定第6号、平成27年度新十津川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、議長、監査委員に選任された議員を除く9名の議員で構成する、決算審査特別委員会に付託することに決定をいたしました。

それでは、新十津川町議会委員会条例第8条第2項の規定に基づき、正副委員長の互選をしていただきたいと思います。

休憩をいたしますので、その間に選任をいただきたいと思います。

3時15分まで休憩いたします。

（午後3時05分）

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

（午後 3 時15分）

○議長（長谷川秀樹君） 決算審査特別委員会の正副委員長の選任につきまして、代表して笹木議員から結果の報告を願います。

10番、笹木正文君。

〔10番 笹木正文君登壇〕

○10番（笹木正文君） それでは、決算審査特別委員会委員長に白石議員、そして、副委員長に小玉議員にお願いをいたすことになりました。よろしくお願いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） ただ今報告がございましたように、決算審査特別委員会委員長に白石昇君、副委員長に小玉博崇君が選任されましたので、よろしくお願いいたします。

---

◎報告第 4 号の上程、説明、質疑

○議長（長谷川秀樹君） 日程第18、報告第 4 号、平成27年度新十津川町健全化判断比率の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました報告第 4 号、平成27年度新十津川町健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、平成27年度新十津川町健全化判断比率について、監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成27年度新十津川町健全化判断比率。

実質赤字比率、パー。連結実質赤字比率、パー。実質公債費比率、0.5パーセント。将来負担比率、パー。

なお、内容の説明につきましては総務課長より申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 報告を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 寺田佳正君登壇〕

○総務課長（寺田佳正君） それでは、ただ今上程いただきました報告第 4 号、平成27年度新十津川町健全化判断比率の内容について、ご説明申し上げます。

平成19年に施行された地方公共団体の財政の健全化に関する法律では、都道府県及び市町村等の地方公共団体の財政健全化を進めるために、財政の健全指標となる健全化判断比率を設定いたしまして、この数値を超える地方公共団体に対しては、早期健全化計画や財政再生計画の策定を義務付けるとともに、財政再生団体になった場合には、国の管理下において再生するという内容を定めております。

さらに国では、各年度の決算状況に基づいて、全ての地方公共団体の財政指標を公表することとしておりまして、平成27年度決算につきましても 9 月末までに公表することとなっております。



健全化判断比率の対象ですが、一般会計と特別会計に、一部事務組合や広域連合への負担金、分担金、さらには第3セクター等への負担も含め、地方公共団体の歳出総計すべてが対象となっております。

数値の求め方を記した説明資料を別添で用意いたしましたので、こちらの資料も併せてご覧いただきながら、説明をさせていただきます。右上に、報告第4号、5号説明資料と記された資料がお手元に行っているかと思えます。

1 ページ、健全化判断比率算出資料の部分をご覧いただきたいと存じます。

健全化法においては、町の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして、ここに記す四つの財政指標を健全化判断比率として定めております

この四つの健全化指標は、いずれも町の標準財政規模に対する割合を基本に算出するものでございます。

算定においては、標準財政規模という数値が、分母の基本数値となりますが、この数値は、町が標準的に収入しうる経常一般財源の大きさを示すもので、標準税収入額、普通地方交付税額、臨時財政対策債発行可能額の合計で求められます。

平成27年度の本町の標準財政規模を計算いたしますと、40億8,649万3千円となります。

初めに、赤字比率の関係でございます。1、実質赤字比率は、町の一般会計に生じる赤字の大きさを、町の財政規模に対する割合で表したものでございます。

2、連結実質赤字比率は、特別会計も含めた実質赤字の合計額の比率となります。計算の方法につきましては、一般会計の実質赤字額あるいは、特別会計もすべて含めた実質赤字の合計額を、それぞれ、標準財政規模で割って求めることとなっております。

本町においては、全会計において赤字額がありませんので、なしとなります。

次に2ページをお開き願います。

3、実質公債費比率ですが、4指標で唯一数字の入っている指標でございます。

これは、町の地方債の返済額の大きさを、財政規模に対する割合で表したもので、3か年平均で算出されます。

計算の方法についてご説明いたします。

まず、分子となる数値についてでございますが、A一般会計の元利償還金に、B特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還に充てたと認められるもの、C一部事務組合への負担金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの、D債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの、これらを加えまして、そこからE、特定財源といたしまして、公営住宅使用料と普通交付税に算入されたF元利償還金、準元利償還金に係る基準財政需要額を除いたものとなります。

次に分母でございますが、標準財政規模から分子の計算でも控除いたしました、普通交付税に算入されたF元利償還金、準元利償還金に係る基準財政需要額を除いたものとなります。

平成25年度から平成27年度まで、それぞれの年度の分を計算いたしまして、3か年平均したものが、実質公債費比率となります。

今年度は0.5パーセントとなり、前年度の2.3パーセントに比べて1.8ポイント改善されております。この指標の早期健全化基準は、25パーセント以上とされてございます。

3ページをお開き願います。

将来負担比率でございます。町の地方債など、現在抱えている負債の大きさを、町の財政規模に対する割合で表したものでございます。

計算の方法についてご説明いたします。

まず、分子となる数値についてでございますが、Aの将来負担額から、B充当可能基金額、C特定財源将来見込額、D普通交付税に算入される、地方債の年度末残高に対する将来の基準財政需要額見込額を除いたものとなります。

Aの将来負担額でございますが、①一般会計等の地方債現在高、②一般会計以外の会計の地方債の元利償還に充てる一般会計等からの繰入見込額、③町が加入する組合等の地方債の元利償還に充てる町の負担等見込額、④退職手当支給予定額、これは全職員に対する期末における要支給額でございます。これら、全てを加えたものとなります。

次に分母でございますが、標準財政規模から普通交付税に算入されたE元利償還金、準元利償還金に係る基準財政需要額を除いたものとなります。

本町の場合は、充当財源が将来負担額を上回りますので、分子がマイナスとなり、計算結果は、マイナス127.7パーセントで、指標の表示上は、なしとなります。この指標の早期健全化基準は、350パーセント以上となっております。

以上、健全化判断比率の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 内容の説明を終わります。

ここで、監査委員より、審査の結果報告を願います。

山本代表監査委員。

〔代表監査委員 山本忍君登壇〕

○代表監査委員（山本忍君） 平成27年度新十津川町各会計に係る健全化判断比率の審査意見を申し上げます。

地方公共団体の財政健全化に関する法律に基づく平成27年度新十津川町一般会計ほか4特別会計に係る健全化判断比率の審査を終了したので、その審査結果について、次のとおり意見書を提出する。

審査の概要ですが、審査の対象、審査の期間、審査の手続きにつきましては、記載のとおりでございますので省略いたします。

次に、審査の結果について申し上げます。

1、総合意見。審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認める。健全化判断比率の4指標について述べます。実質赤字比率の早期健全化基準は、15パーセントとなっておりますが、平成27年度の一般会計等における実質収支額は、黒字決算となっておりますので、実質赤字比率は算出されておられません。

次に、連結実質赤字比率ですが、早期健全化基準は、20パーセントとなっておりますが、平成27年度の一般会計、特別会計を合わせた実質収支額は、連結黒字決算となっておりますので、連結実質赤字比率は、算出されておられません。

次に、実質公債費比率の早期健全化基準は、25パーセントとなっておりますが、平成27年度の実質公債比率は、0.5パーセントであり、大きく基準を下回っております。

最後に、将来負担比率ですが、早期健全化基準は、350パーセントとなっておりますが、実質的な将来負担額がないことから、将来負担比率は、算出されておられません。

2、個別意見につきましては、記載のとおりでございますので省略いたします。

3、是正改善を要する事項は、特に指摘すべき事項がないことを報告いたします。

以上で各会計に係る健全化判断比率の審査意見とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 監査委員の審査報告を終わります。

直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上をもちまして、報告第4号、平成27年度新十津川町健全化判断比率の報告についてを終わり、報告済みといたします。

---

#### ◎報告第5号の上程、説明、質疑

○議長（長谷川秀樹君） 日程第19、報告第5号、平成27年度新十津川町資金不足比率の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程をいただきました報告第5号、平成27年度新十津川町資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成27年度新十津川町資金不足比率について、監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成27年度新十津川町資金不足比率。

特別会計の名称、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、資金不足比率、いずれもバーであります。公益企業会計において、赤字額がないので、資金不足比率はバーでを表示をしているところでございます。

なお、詳細につきましては総務課長より説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 報告を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 寺田佳正君登壇〕

○総務課長（寺田佳正君） それでは、ただ今上程いただきました報告第5号、平成27年度新十津川町資金不足比率の内容について、ご説明申し上げます。

資金不足比率につきましても、前号と同様に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいて算出するものでございます。

先ほどご覧いただきました、報告第4号、5号説明資料と書いた資料の4ページ、資金不足比率算出資料の部分も併せてご覧をいただきたいと思います。

資金不足比率は、下水道などの公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを測るものでございます。

公営企業は、営業収入をもって充てるには困難な経費を除いて、原則的には、事業経営に伴う収入で経営しなければならないこととされておりますので、公営企業会計の経営悪化によって、一般会計に大きな影響を及ぼさないよう事前に確認するものでございます。

本町においては、下水道事業特別会計と農業集落排水事業特別会計の2会計が報告の対象となります。

計算の方法につきましては、公営企業会計ごとの資金不足額を、それぞれの公営企業の事業規模で割って求めることとなっております。

本町においては、いずれの会計においても資金不足は発生しておりませんので、なしとなります。

なお、この指標での早期健全化基準につきましては、都道府県、市町村とも20パーセント以上が該当となります。

以上、資金不足比率の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 内容の説明を終わります。

ここで、監査委員より、審査の結果報告を願います。

山本代表監査委員。

〔代表監査委員 山本忍君登壇〕

○代表監査委員（山本忍君） 平成27年度新十津川町公営企業に係る資金不足比率の審査結果について申し上げます。

地方公共団体の財政健全化に関する法律に基づく平成27年度新十津川町下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計に係る資金不足比率の審査を終了したので、その審査結果について、次のとおり意見書を提出する。

審査の概要ですが、審査の対象、審査の期日、審査の手続きにつきましては、記載のとおりでございます。

審査の結果について申し上げます。

1、総合意見。審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認める。下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計ともに経営健全化基準は、20パーセントとなっておりますが、平成27年度の実質収支額はともにゼロとなっておりますので、資金不足比率は算出されておられません。

2、個別意見につきましては、記載のとおりでございます。

3、是正改善を要する事項は、特に指摘すべき事項がないことを報告いたします。

以上で、公営企業に係る資金不足比率の審査意見とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 監査委員の審査報告を終わります。

直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上をもちまして、報告第5号、平成27年度新十津川町資金不足比率の報告についてを  
終わり、報告済みといたします。

---

◎散会の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

議案調査及び決算審議のため、9月9日午後3時まで本会議を休会といたしたいと思  
いますのが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、9月9日午後3時まで休会とし、9月9日午後3時から本会議を再開いた  
します。

なお、本会議休会后、引き続き、決算審査特別委員会を開催いたします。

それでは、本日の本会議はこれにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

（午後3時35分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成28年第3回新十津川町議会定例会

平成28年9月9日（金曜日）

午後1時20分開会

◎議事日程（第2号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第49号 平成28年度新十津川町一般会計補正予算（第3号）  
（質疑、討論及び採決）
- 第3 議案第50号 平成28年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）  
（質疑、討論及び採決）
- 第4 議案第51号 平成28年度新十津川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）  
（質疑、討論及び採決）
- 第5 議案第52号 定住自立圏形成協定の変更について（質疑、討論及び採決）
- 第6 議案第53号 新十津川町教育委員会委員の任命について  
（提案理由、内容説明、質疑、討論及び採決）
- 第7 議案第54号 新十津川町固定資産評価審査委員会委員の選任について  
（提案理由、内容説明、質疑、討論及び採決）
- 第8 委員会報告第2号 経済文教常任委員会審査報告  
（請願第1号 農業、農村を崩壊させかねない農政改革とTPPの拙速な国会承認の反対を求める請願）
- 第9 委員会報告第3号 経済文教常任委員会審査報告  
（請願第2号 「米政策改革」の抜本的見直しを求める請願）
- 第10 委員会報告第4号 決算審査特別委員会審査報告
- 第11 認定第2号 平成27年度新十津川町一般会計歳入歳出決算の認定について  
（討論及び採決）
- 第12 認定第3号 平成27年度新十津川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（討論及び採決）
- 第13 認定第4号 平成27年度新十津川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（討論及び採決）
- 第14 認定第5号 平成27年度新十津川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（討論及び採決）
- 第15 認定第6号 平成27年度新十津川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について（討論及び採決）
- 第16 意見書案第1号 林業、木材産業の成長産業化に向けた施策の充実、強化を求める意見書
- 第17 意見書案第2号 農業、農村を崩壊させかねない農政改革とTPPの拙速な国会承認の反対を求める意見書
- 第18 意見書案第3号 「米政策改革」の抜本的見直しを求める意見書
- 第19 議員の派遣について

## 第20 閉会中委員会所管事務調査申し出について

### ◎出席議員（11名）

|     |        |     |       |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番  | 進藤久美子君 | 2番  | 杉本初美君 |
| 3番  | 鈴井康裕君  | 4番  | 小玉博崇君 |
| 5番  | 白石昇君   | 6番  | 西内陽美君 |
| 7番  | 安中経人君  | 8番  | 青田良一君 |
| 9番  | 長名實君   | 10番 | 笹木正文君 |
| 11番 | 長谷川秀樹君 |     |       |

### ◎欠席議員（0名）

### ◎地方自治法第121条により出席した者の職氏名

|           |        |
|-----------|--------|
| 町長        | 熊田義信君  |
| 副町長       | 小林透君   |
| 教育長       | 久保田純史君 |
| 総務課長      | 寺田佳正君  |
| 住民課長      | 中畑晃君   |
| 会計管理者     | 谷口秀樹君  |
| 保健福祉課長    | 野崎勇治君  |
| 産業振興課長兼   |        |
| 農業委員会事務局長 | 後木満男君  |
| 建設課長      | 村中忠夫君  |
| 教育委員会事務局長 | 遠藤久美子君 |
| 代表監査委員    | 山本忍君   |

### ◎職務のために出席した者の職氏名

|        |       |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 高宮正人君 |
|--------|-------|



---

◎開議の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 皆さん、決算審査特別委員会に引き続き、大変ご苦労様です。  
ただ今出席している議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

（午後 1 時45分）

---

◎議事日程の報告

○議長（長谷川秀樹君） 本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（長谷川秀樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名につきましては、新十津川町議会会議規則により議長より指名いたします。9番、長名實君。10番、笹木正文君。両君を指名いたします。

---

○議長（長谷川秀樹君） 日程第2に入る前に、これから提案されます議案第49号から議案第52号までの議件につきましては、9月6日の定例本会議において、提案理由並びに内容の説明を終わっております。よって、ただちに質疑に入りますのでよろしく願いいたします。

---

◎議案第49号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第2、議案第49号、平成28年度新十津川町一般会計補正予算第3号を議題といたします。

質疑はございませんか。

6番、西内陽美君。

○6番（西内陽美君） 6款農林水産業費と7款の商工費について、お伺いします。

先に農林水産業費の農業振興費、酒米粉活用研究事業についてお伺いいたします。

この酒米粉の活用が、研究結果が出て、活用が見込まれるというものであった場合のことなのですけれども、酒米粉を製品というか商品として売り出すのか、それとも、酒米粉を使った加工品を売り出すのかということをお聞きしたいと思います。

そして、もしその加工品を売り出すのであれば、どこにその加工の事業を委託するのかを考えていらっしゃるのかということをお伺いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（後木満男君） それでは6番議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、酒米粉の活用でございますが、若干説明をさせていただきたいと思っております。

金滴酒造の方で精米を行っていたのですが、現在は委託して精米しております。ただ、毎年、20トンから30トンくらいの酒米粉が発生しているという状況でございますので、その酒米粉を何とか利活用できないかというところの狙いがございます。

それで、利用方法でございますが、方法といたしましては、農研機構という所に委託して、専門的な見地から研究をしていただくというふうに考えております。酒米粉そのものではなくて、加工をして何か利用方法がないかということで研究をしていただくというふうに考えております。

それで、販路といいますか、そちらの関係なんですけども、まだ、研究結果がこれからなものですから、どのような活用法が出てくるか、そのへんが出てから吟味して、販路等についても各方面連携とりながら、調べながら進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） 次に、西内陽美君。

○6番（西内陽美君） 商工費のところですか。商工振興費の中小企業者応援事業なのですが、これは私が、きっと聞き逃したと思いますので、もう一度お聞きしたいと思うのですが、店舗の2社分ということでお伺いしたのですが、店舗の改装だったのか、その辺りの内容をもう一回確認したいのと、それと2社それぞれの交付金額を教えてくださいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（後木満男君） それではお答えいたします。

まず、助成の内容でございますが、店舗等の整備事業に対しまして助成をするものでございます。1件につきましては、店舗の全面的改装をしております。看板を付けたり、店舗の全面的張替えをしたりしていると、そのようなことで1件。もう1件が、看板の設置と、お客様の駐車場の舗装整備ということでございます。最初に申しあげました店舗全面的整備につきましては、33万4千円。後者の方の看板の関係と舗装の関係では、68万7千円ということで、助成をする予定としております。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） ほかに質疑はございませんか。

8番、青田良一君

○8番（青田良一君） 二つあるのですけれども、まず、今の続きで酒米粉の活用ということで、西内さんとちょっと似かよるかもしれないのですけれども、今まで、この酒米粉というのは捨てられていたのですか、活用されていたのですか。まずそれが1点ですね。

その活用ということで、何とも曖昧な答えでしたけれども、例えば、化粧品に使えるとか、あるいは何とかドリンクにしたら良いんだとかという可能性みたいなものをある程度見込んでお願いをしているのかどうか、まったく白紙で何か使えませんかというふうな形の委託なのか、そこをちょっと知りたいのだけれども、お願いします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（後木満男君） それでは8番議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、酒米粉が捨てられていたかという部分でございますけれども、金滴酒造の方で自家精米していた際には、大量に出る物ですから、なかなか保存がきかないということで、保存ができない場合に虫が結構湧いてくるものですから、そういうものについては廃棄処分をしていたというふうに聞いております。

それと、使える部分については、飼料として、家畜飼料としても使えるのですが、金滴

さんから直接農家さんの方にお配りして、飼料として使っていたという実績は少ないということで、ほとんどが廃棄処分というふうになっていたというふうにお聞きしております。

その後、金滴さんで、ホクレンさんの方で精米を行うようにいたしました。自家精米でなくて、委託精米という形を現在はとっております。その場合には、ホクレンさんの方で独自の流通ルートを持っておりますので、ホクレンさんが飼料、肥料等に回しているというような状況でございます。ですので金滴さんは、精米したお米だけを納入していただいているという形になっております。

それと、研究内容でございますけれども、町の方から何か使えるものありませんかというようなアバウトな形での委託は考えておりません。ある程度、農研機構の研究所の方も専門的な研究を行う所でありますので、そのような専門的な見地から研究できる部門といえますか、ですから単純に料理に使って酒米粉を料理に使うですとか、絞って油を採るですとか、そのようなことよりも、酒米粉の組成を研究して、どういう方面の加工品に使えば一番酒米粉があっているのかということで研究をしていただこうと思っております。

それで例を申し上げますと、例えば、飲料品等で現在甘酒ですとか、ソフトドリンクですとか、そのようなものも米粉を使って販売している実績もございます。そのようなものについても、酒米粉との相性がどうなのかですとか、あとは酒米粉を、先ほども申し上げました料理の部分でも、どういう料理にあうか、例えば、パスタにした場合に組成からこういう麺が合うですとか、そういう部分については研究をしていただこうかなというふうに考えております。

ただ、内容的に研究できないことはないのですが、科学的応用の部分、例えば、プラスチックですとか、あとは、化粧品、このような薬剤関係については少し規模といえますか、農研機構の専門も少し外れてしまう部分がありますので、そのような部分については、今回は除かしていただこうかなというふうに考えております。

ということで、酒米粉の組成から利用できる物について、何か提案をしていただこうということで、委託でやっていただこうというふうに考えております。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいでしょうか。

はい、8番、青田良一君。

○8番（青田良一君） うまくいけば新しい産業が生まれるかもしれないので、大いに期待したいと思います。

21ページの公会計制度の整備ということで、総務課長の方からちょっとお話があったんですけども、ちょっとピンとこない面があったので、もう一度説明をお願いしたいなと思うのですが、その中で特に分からなかったのは、複式簿記とかという部分の説明が入っていたようなのですが、そういうものを取り入れなければならない背景といえますか、なぜなのかという部分も含めて説明をいただきたいと思っております。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（寺田佳正君） それでは8番議員の質疑にお答えを申し上げます。

先般、副町長からも提案理由ご説明させていただきましたが、再度ご説明をさせていただきます。

この件につきましては、平成26年度に総務省から地方公共団体が使っております現金主

義会計による予算、決算制度では、コストやストックといった部分について見えづらいということから、これを補完する意味合いで、地方公会制度、複式簿記の制度の導入について、導入していくべきだという方針が出されたところでございます。

こういったものを取り入れることによって、特にストックと言われる部分、これが把握できまして、中長期的な財政運営の活用が大いに期待できるということで、平成26年度から29年度まで、この期間を使って全国共通の基準によってこの制度を導入していくべきだというようなことが出されたものでございます。

本町においてもこれを受けて、昨年度、まずは第一弾といたしまして、固定資産の洗い出しということで、固定資産の台帳整備をさせていただいたところでございます。これが基本となって今後のこういった公会制度の導入になっていくわけなんです。今回補正予算を上程させていただいたものは、これを導入するにあたって、専門家である会計士のやはり支援というものが必要であるというようなことから、次年度当初予定はしてはいたのですが、この会計士の指導と言いますか、支援に相当の時間を要するというようなことが、これまでの期間で分かってまいりました。

具体的には、固定資産台帳、本町にはございますが、これを会計基準にのっとって適正に処理をしていくことになるのですが、先行団体の状況を見ると、台帳はあるのですが、実際の会計基準にはめていった時に、やはり微調整と言いましょうか、そういったものが必要になってくるといった例が多々聞かれます。そういったことにかなり時間を要するよというようなアドバイスもございましたので、今回先んじて、今年度において事業をスタートさせていただくものでございます。

また、もう一点、会計の仕訳を行うことになるのですが、ご承知のように、地方自治体は28に分かれる節、需用費でありますとか備品購入費という28の節、それに加えてその下にさらに細節というものを用意して会計の明確化を図っているのですが、このそれぞれの各節が複式簿記会計でいう、どの費目に向かっていくか、これが単純に結びつけられるものではない部分が多々あるようでございます。ものによっては損費に向かう、あるいは、資産形成に向かっていく、いろいろそういった単純に科目を結びつけることができないということで、この部分においても専門家の支援が必要、そして、一定の時間を要するというのでございますので、今回、補正予算を提案させていただいて、次年度に先駆けて本年度から取組みを始めたいとするものでございます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

8番、青田良一君。

○8番（青田良一君） 確認しますけど、今までのようなことではだめだということが国から入っているという意味なんですか。その辺もちょっとあれなんですけれども。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（寺田佳正君） それでは補足の説明をさせていただきます。

決して、これまでの現在私ども地方公共団体のこのやり方がだめということではないというような通知でございます。特にとりわけ、先ほどから申し上げていますストックと言われる建物の価値だとか、そういったものの償却していくという概念が地方自治体にはないものですから、こういった公会制度を補完的に導入して、長期的な視点で財政的な計画、

運営を見ていくべきだというようなお話でございます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） ほかに質疑ございませんか。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第49号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号、平成28年度新十津川町一般会計補正予算第3号は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第50号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第3、議案第50号、平成28年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算第1号を議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第50号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号、平成28年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第51号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第4、議案第51号、平成28年度新十津川町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号を議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第51号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号、平成28年度新十津川町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第52号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第5、議案第52号、定住自立圏形成協定の変更についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第52号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号、定住自立圏形成協定の変更については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第6、議案第53号、新十津川町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程をいただきました議案第53号、新十津川町教育委員会委員の任命について。

新十津川町教育委員会委員に次の者を任命したいので、同意を求める。

住所、樺戸郡新十津川町字中央18番地16。氏名、近藤陽介。昭和49年1月11日生まれ、42歳であります。

提案理由でございます。教育委員会委員が平成28年9月30日付けで任期満了となるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、同意を求めるものでございます。

近藤陽介氏は、平成22年度から現在まで文京区子ども会役員を務められているほか、ホワイトベアーズ会員として献身的に子供の健全育成に取り組まれております。また、平成22年から2年間、新十津川町総合行政審議会委員として優れた識見を発揮され、さらに新十津川建設協会、商工会及び観光協会の役員を歴任され、行政全般にご尽力いただいております。人格が高潔で学校教育及び社会教育に関し識見を持ち合わせ、何事にも積極的に取り組んでいただいております。これからの教育委員会委員として、また、保護者の立場でご活躍いただける人物であります。

この度、ご勇退される阪口徳幸教育委員の後任として適任であると考え、任命いたしたく何とぞご同意賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第53号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号、新十津川町教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

---

◎議案第54の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第7、議案第54号、新十津川町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程をいただきました議案第54号、新十津川町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

新十津川町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、同意を求める。

住所、樺戸郡新十津川町字中央514番地16。氏名、林敏幸。昭和25年12月2日生まれ。65歳であります。

次に提案理由でございます。固定資産評価審査委員会委員が平成28年9月30日付けで任期満了となるため、地方税法第423条第3項の規定により、同意を求めるものでございます。

林敏幸氏は、平成25年10月から1期3年間、固定資産評価委員としてその職務に精励し、非常に公平公正な立場をもって、固定資産の評価の任に当たっていただいております。本年9月30日をもって1期目の任期満了となることから、引き続き、選任をいたしたいとするものでございます。何とぞご同意賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第54号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号、新十津川町固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

---

◎委員会報告第2号の報告、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第8、委員会報告第2号、経済文教常任委員会審査報告。

請願第1号、農業、農村を崩壊させかねない農政改革とTPPの拙速な国会承認の反対を求める請願についてを議題といたします。

本件につきましては、審査結果が議長宛に報告されておりますので、所管の経済文教常任委員会から報告を求めます。

経済文教常任委員長、安中経人君。

〔経済文教常任委員長 安中経人君登壇〕

○経済文教常任委員長（安中経人君） ただ今議長より指示がございましたので、委員会



報告第2号として報告をいたします。

平成28年9月6日開催いたしました経済文教常任委員会の内容でございます。

経済文教常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、新十津川町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

議案等の番号、請願第1号。件名、農業、農村を崩壊させかねない農政改革とTPPの拙速な国会承認の反対を求める請願について。

審査結果は、採択すべきものと決定しております。よろしくお願いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 経済文教常任委員長の審査結果報告を終わります。

本請願の委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより請願第1号を採決いたします。

請願第1号について、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号、農業、農村を崩壊させかねない農政改革とTPPの拙速な国会承認の反対を求める請願は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

---

#### ◎委員会報告第3号の報告、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第9、委員会報告第3号、経済文教常任委員会審査報告。

請願第2号、米政策改革の抜本的見直しを求める請願についてを議題といたします。

本件につきましては、審査結果が議長宛に報告されておりますので、所管の経済文教常任委員会から報告を求めます。

経済文教常任委員長、安中経人君。

〔経済文教常任委員長 安中経人君登壇〕

○経済文教常任委員長（安中経人君） 議長よりご指示がありましたので、委員会報告第3号について報告をいたします。

開催日は、平成28年9月6日でございます。

内容について、経済文教常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、新十津川町議会会議規則第77条の規定により報告します。

議案等の番号、請願第2号。件名、米政策改革の抜本的見直しを求める請願について。

審査の結果は、採択すべきものとなっております。よろしく審議をお願いしたいと思い

ます。終わります。

○議長（長谷川秀樹君） 経済文教常任委員長の審査結果報告を終わります。

本請願の委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより請願第2号を採決いたします。

請願第2号について、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第2号、米政策改革の抜本の見直しを求める請願は、委員長報告のとおり採択することに決定をいたしました。

---

○議長（長谷川秀樹君） ただ今、採択と決定しました請願第1号並びに請願第2号につきまして、意見書を審議する必要がございます。

議案配布のため、暫時休憩いたします。

〔議案配布〕

〈暫時休憩〉

---

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

#### ◎日程変更

○議長（長谷川秀樹君） ここで、事務局長より日程の変更を申し上げます。

議会事務局長。

○議会事務局長（高宮正人君） それでは、議事日程の変更について申し上げます。

皆様にお配りしております議事日程を、ご覧いただきたいと思っております。

日程第18の閉会中委員会所管事務調査申し出についてを日程第20とし、日程第17の議員の派遣についてを日程第19とし、日程第16の次に日程第17として、意見書案第2号、農業、農村を崩壊させかねない農政改革とTPPの拙速な国会承認の反対を求める意見書。日程第18として、意見書案第3号、米政策改革の抜本の見直しを求める意見書を追加していただきましてご審議くださいますよう、よろしく願いいたします。以上でございます。

#### ◎委員会報告第4号の報告、質疑

○議長（長谷川秀樹君） 日程第10、委員会報告第4号、決算審査特別委員会審査報告を議題といたします。

本件につきましては、9月6日の定例会におきまして、決算審査特別委員会に付託してございますので、審査結果の報告を決算審査特別委員長よりお願いいたします。

決算審査特別委員長、白石昇君。

〔決算審査特別委員長 白石昇君登壇〕

○決算審査特別委員長（白石昇君） 議長の指示がございましたのでご報告を申し上げます。決算審査特別委員会から平成27年度各会計決算の報告を申し上げます。

本委員会に付託された、認定第2号、平成27年度新十津川町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号、平成27年度新十津川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号、平成27年度新十津川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号、平成27年度新十津川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号、平成27年度新十津川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

以上の審査の結果について、新十津川町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

審査の経過、平成28年9月6日開会の第3回定例会での当委員会に付託された、平成27年度新十津川町各会計歳入歳出決算の認定については、平成28年9月6日から9日までの4日間にわたり、所管担当課の説明を受け審査を行いました。

審査の結果、全ての項目において認定すべきものとする。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） 決算審査特別委員長の審査結果報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

#### ◎認定第2号の討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第11、認定第2号、平成27年度新十津川町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第2号を採決いたします。

本決算に対する委員長報告は、認定すべきものです。

委員長報告のとおり、認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号、平成27年度新十津川町一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

◎認定第3号の討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第12、認定第3号、平成27年度新十津川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第3号を採決いたします。

本決算に対する委員長報告は、認定すべきものです。

委員長報告のとおり、認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第3号、平成27年度新十津川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

---

◎認定第4号の討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第13、認定第4号、平成27年度新十津川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第4号を採決いたします。

本決算に対する委員長報告は、認定すべきものです。

委員長報告のとおり、認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第4号、平成27年度新十津川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

---

◎認定第5号の討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第14、認定第5号、平成27年度新十津川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第5号を採決いたします。

本決算に対する委員長報告は、認定すべきものです。

委員長報告のとおり、認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第5号、平成27年度新十津川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

---

◎認定第6号の討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第15、認定第6号、平成27年度新十津川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第6号を採決いたします。

本決算に対する委員長報告は、認定すべきものです。

委員長報告のとおり、認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第6号、平成27年度新十津川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

---

◎意見書案第1号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第16、意見書案第1号、林業、木材産業の成長産業化に向けた施策の充実、強化を求める意見書を議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

5番、白石昇君。

〔5番 白石昇君登壇〕

○5番（白石昇君） 議長のご指示をいただきましたので報告を申し上げます。

意見書案第1号、平成28年9月9日、新十津川町議会議長、長谷川秀樹様。

提出者、新十津川町議会議員白石昇、賛成者、新十津川町議会議員青田良一。

林業、木材産業の成長産業化に向けた施策の充実、強化を求める意見書。

このことについて、新十津川町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

林業、木材産業の成長産業化に向けた施策の充実、強化を求める意見書。

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、植えて育てて、伐って使って、また植えるといった森林資源の循環利用を進める必要がある。

また、森林の整備を進め、木材を積極的に利用して林業、木材産業の成長産業化を図ることは、山村地域を中心とする雇用、所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものである。

このような中、北海道では、森林の公益的機能の維持増進や森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や次世代林業基盤づくり交付金等を活用し、植林、間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備など、様々な取組みを進めてきたところである。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、こうした取組みをさらに加速し、地域の特性に応じた森林の整備、保全を着実に進めるとともに、森林資源の循環利用による林業、木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実、強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講じるよう強く要望する。

記。1、森林環境税仮称等を早期に創設し、森林の整備や木質バイオマスの有効利用など、森林吸収源対策を推進すること。

2、森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業、木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。

3、森林資源の循環利用を通じて林業、木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工、流通、利用までの一体的な取組みに対する支援措置を充実、強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月9日。

北海道樺戸郡新十津川町議会議長、長谷川秀樹。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案者の提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより意見書案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号、林業、木材産業の成長産業化に向けた施策の充実、強化を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣といたします。

◎意見書案第2号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第17、意見書案第2号、農業、農村を崩壊させかねない農政改革とTPPの拙速な国会承認の反対を求める要望意見書を議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

7番、安中経人君。

〔経済文教常任委員長 安中経人君登壇〕

○経済文教常任委員長（安中経人君） ただ今上程いただきました意見書案第2号について、読み上げて説明をいたします。

提出日は、平成28年9月9日。ここに記載のと通りの宛名は、新十津川町議会議長、長谷川秀樹様。

提出者は私、安中経人、賛成者は、鈴木康裕議員、青田良一議員、白石昇議員、進藤久美子議員の4名でございます。

表題は、農業、農村を崩壊させかねない農政改革とTPPの拙速な国会承認の反対を求める意見書について。

このことについて、新十津川町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

めくっていただきまして、意見書を朗読しながら説明をいたします。

農業、農村を崩壊させかねない農政改革とTPPの拙速な国会承認の反対を求める意見書。

安倍政権は発足以来、経済政策アベノミクスの3本の矢の一つ、成長戦略に農業の成長産業化を位置づけ、農業、農村の所得倍増、攻めの農業などを掲げ、次々に改革を進めてきました。しかし、その改革の進め方は経済界で構成される産業競争力会議や規制改革会議によるものであり、生産現場を置き去りにしたものとなっています。

このまま農政改革に突き進めば、農業、農村を支える家族農業は切り捨てられ、地域経済、社会までも存続の危機に追い込み、特に農業が基幹産業である北海道に甚大な影響を及ぼすことが懸念されます。

一方、成長戦略の切り札と位置づけるTPPでは、参加国との合意受け入れ後、農政新時代と銘打ったTPP関連政策大綱を示し、交渉過程など十分な情報公開がなされないまま、論議を国内対策にすり替えています。また、農産物の市場アクセス分野では、全ての品目で譲歩を重ねており、重要5品目の聖域を確保するとした国会決議に反していることは明らかです。さらには、TPPにおいては9月からの臨時国会で早期承認を目指し、各国の先陣をきって国内手続きを完了させる強い姿勢を示しております。

ついでには、農業、農村を崩壊させかねない農政改革に反対するとともに、TPPの拙速な国会承認を行わないよう下記のとおり要望いたします。

記として、1、生産現場を置き去りにした規制改革、効率優先の農政をあらため、食料自給率向上と農業、農村の多面的機能の発揮を図り、持続可能な農業生産と農村社会の維持を担う家族農業などを守り育てる基本政策を確立すること。

2、TPP協定における農畜産物の市場アクセス内容は、新たな輸入枠の設定や関税削減など全ての品目で譲歩しており、重要5品目の聖域を守るとした国会決議に明らかに反していることから、国会承認は断じて行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月9日。

北海道樺戸郡新十津川町議会議長、長谷川秀樹。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣でございます。よろしくご審議の上、同意を願いたいと思います。終わります。

○議長（長谷川秀樹君） 提案者の提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

9番、長名實君。

○9番（長名實君） よく分からないのだけど、提出先、外務大臣は必要、外国との交渉になるので関係あるのでないかなと思うのだけど、どんなもんだらうね。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

7番、安中経人君。

○7番（安中経人君） ただ今の9番議員さんの質問にお答えいたします。

特に、両議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣ということで、所管としては、委員会の中でも特に提出先についての議論がなかったということで、このままでいいかと、私は考えております。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいでしょうか。

長名議員の言われる部分、外交的な部分でTPPというのはそういったものかもしれませんが、この請願については、ある所からの陳情というか、そういう形の中で議運を通して進めてきたのですけれども、その中では陳情者というか、そちらの意向を主体にして考えてきたというようなことから、その辺は欠けていたのかなとは思いますが、最終基本的には、TPPでも農業関連の分野というか、そういったもので進めていますので、農林水産省の方に届けることができれば十分にあれば達しているのではないかなと、そんなふうに思いますので、幅広い分野であれば外務省だとか、またそれ以外にいろいろ。そんなようなご理解をお願いしたいと思います。

ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより意見書案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号、農業、農村を崩壊させかねない農政改革とTPPの拙速



な国会承認の反対を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣といたします。

---

◎意見書案第3号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第18、意見書案第3号、米政策改革の抜本的見直しを求める意見書を議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

7番、安中経人君。

〔経済文教常任委員長 安中経人君登壇〕

○経済文教常任委員長（安中経人君） ただ今上程いただきました意見書案第3号について、読み上げて説明をいたしたいと思っております。

提出日は、平成28年9月9日。宛名は新十津川町議会議長、長谷川秀樹様。

提出者は私、安中経人、賛成者は、鈴木康裕議員、青田良一議員、白石昇議員、進藤久美子議員の4名でございます。

表題、米政策改革の抜本的見直しを求める意見書。

このことについて、新十津川町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

内容について、読み上げて説明に代えさせていただきます。

米政策改革の抜本的見直しを求める意見書。

国は、米政策改革を推進し、平成30年産から行政による生産数量目標の配分や米の直接支払交付金を廃止しようとしております。これまでの価格は市場で、所得は政策でとの考え方は放棄されています。すでに、主食である米の価格形成は全て市場経済に委ねられ、暴落と低迷が続く中、場当たりの所得政策も十分な機能を発揮しておらず、担い手稲作農家は国の米政策に翻弄続けています。

このため、生産現場からは、未だに先の見えない米政策の転換に、日増しに不安と不満が高まっています。特に、米の直接支払交付金が全廃されると、生産調整の円滑な推進を困難にするばかりか、担い手農家ほど再生産が難しくなり、経営破たん追い込まれかねません。

さらに、米の需要が減り続ける中で、TPP合意における主食用をはじめ米の調製品、加工品等の市場開放も大きな脅威となってきます。

ついては、稲作経営の安定を損ない、担い手農家を置き去りにした米政策改革の抜本的見直しを図り、主食である米の需給及び価格の安定、水田農業の持続的発展に期する政策を確立されますよう、下記事項を添えて強く要望いたします。

記として、1、国は、食糧法に定める米穀の需給及び価格の安定の責務を遂行するため、豊凶を含む環境の変化に応じた需給調整対策に官民一体となり取り組むとともに、主導的役割を最大限に果たすこと。

特に、生産調整の円滑な推進に向け、生産数量目標達成のためのインセンティブ措置（米の直接支払交付金）を継続すること。

2、国民の主食である米の再生産を確保し、それを担う中心的な稲作農家の経営安定を図る観点から、生産現場で最も要望の多い主食用米の生産コストと販売価格の差額を補填

する直接支払制度を導入すること。

併せて、水田農業の持続的発展に資するため、日本型直接支払制度の見直しと各種施策の拡充強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月9日。

北海道樺戸郡新十津川町議会議長、長谷川秀樹。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣宛でございます。よろしくおご審議を賜りまして、意見書の採択をお願いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 提案者の提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより意見書案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第3号、米政策改革の抜本的見直しを求める意見書は、原案のとおり可決されました。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣といたします。

---

#### ◎議員の派遣について

○議長（長谷川秀樹君） 日程第19、議員の派遣についてを議題といたします。

事務局長より、内容の説明をさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長（高宮正人君） 議員の派遣についてご説明申し上げます。

自主研修の申し出による派遣です。研修目的は、1点目として、農業法人による耕作放棄地請負事業の視察。2点目として、中山間地域におけるインターネット光回線設置事業の視察です。派遣場所は、宮崎県木城町。期間は、11月7日から9日までの3日間。派遣議員は、鈴木議員でございます。経費につきましては、概算で9万4千円です。

以上、議員の派遣の内容でございます。

○議長（長谷川秀樹君） ただ今議会事務局長より説明のあったとおり、派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、新十津川町議会会議規則第129条の規定により、派遣することに決定をいたしました。

---

◎閉会中委員会所管事務調査申し出について

○議長（長谷川秀樹君） 日程第20、閉会中委員会所管事務調査申し出についてを議題といたします。

本件につきましては、皆様のお手元にお配りしてございますが、それぞれの常任委員会及び議会運営委員会から、地方自治法第109条第8項及び新十津川町議会会議規則第75条の規定に基づき申し出がございますので、これを許可することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、本件につきましては、申し出のとおり許可することに決定をいたしました。

---

◎閉議の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 以上をもちまして、今期定例会に付議された議件は、すべて議了いたしました。

会議を閉じます。

---

◎閉会の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 平成28年第3回新十津川町議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

（午後2時27分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員